



港区の

清掃とリサイクル

2026



港区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

港区の清掃事業は、平成12年4月に東京都から移管され、20年以上が経過し、区民の皆様の身近な事業として定着しています。平成24年4月に「みなとリサイクル清掃事務所」は、それまで別の組織であった清掃部門とリサイクル部門を統合し、資源とごみの収集運搬と、ごみの減量及びリサイクルを一体化して進めることができるようになり、区民・事業者とともに積極的な循環型社会・脱炭素社会の構築の取組を推進する体制が強化されました。

近年、SDGsの実現に向けた動きの加速化、食品ロス、プラスチック問題への対応等が、廃棄物行政に大きく影響しており、港区の清掃事業を取り巻く状況は刻々と変化しています。また、東京都が管理している現在の埋立処分場は、約50年で使えなくなってしまうといわれています。資源の枯渇や地球温暖化の問題など、環境負荷の少ない循環型社会・脱炭素社会の実現は、全世界共通の課題です。清掃事業においても、ごみの減量や資源のリサイクルの推進を通して、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に貢献していくことが求められています。

このような背景から、区民・事業者・行政の各主体が連携した廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rによるごみの削減と資源化の推進、CO₂排出削減のためのプラスチックごみ分別の徹底が必要です。

港区では、計画的なごみ・生活排水処理を推進するため、「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」を令和3年2月に策定し、令和9年度に向けて中間見直しを行います。食品ロスの削減に向けて、未利用食品回収の「フードドライブ」の常設窓口10か所の設置に加え、コンビニエンスストアやスーパーマーケットにも窓口を拡大しています。

また、区内にはリチウムイオン電池等を回収する店舗が少ないことから、区民の利便性の観点から、令和7年9月から、不燃ごみとして集積所での回収を始めています。

今後、ごみの減量をさらに推進していくうえで、より多くの方々に港区の清掃リサイクル事業について知っていただくため、本冊子を作成しました。区民・事業者の皆様には、港区のごみの問題に気づき、一人ひとりが行動することで、共に環境に配慮した持続可能な社会をめざしていくために役立てていただければ幸いです。

令和8年3月

港区環境リサイクル支援部 みなとリサイクル清掃事務所

リデュースキャラクター
だんじろう（断辞郎）



「断」はいらぬものを断る、「辞」は使い捨てのレジ袋等、不要なものは辞退するという意味が込められています。

リユースキャラクター
リユー助



リユース食器を広く周知し、取組を支援するために「かっぱ」をモチーフとしたキャラクターを作成し、名称募集を行いました。キャラクターの名称は、「リユースで地球を助ける」という想いが込められています。

リサイクルキャラクター
エコル



お日さまをモチーフにしたキャラクターで、矢印の形の髪かざりが、「リサイクル」を表しています。「エコル」という愛称は、「エコロジー」と「リサイクル」から付けられました。



もくじ

第1章 港区の資源とごみ

1 港区の地域特性	1
2 資源・ごみの回収・収集量	2
①資源・ごみの回収・収集量の推移	2
②港区で回収・収集している資源・ごみ	4
主な粗大ごみ手数料	9
有料ごみ処理券取扱所一覧	10
③収集の形態	12
区有施設拠点回収場所一覧	13
古着回収ボックス設置場所	17
集団回収量の推移	18
資源とごみの正しい分け方・出し方	19
資源回収・ごみ収集地域別曜日表	23
3 資源とごみの流れ～港区の資源とごみはどこへ行くの？	33

第2章 港区の清掃事業の運営形態

1 運営形態	38
2 推進体制	39
みなとリサイクル清掃事務所所在地・案内図	39

第3章 きめ細かな清掃事業の展開

1 清掃事業にかかるコスト（令和6年度）	41
2 地域特性に応じた効率的な清掃事業	42
①早朝収集	42
②防鳥用ネットの交付	42
③戸別訪問収集・粗大ごみの運び出し収集	43
④ふれあい指導	43
⑤大規模建築物の再利用対象物及び廃棄物保管場所の届出・指導	44
⑥事業用大規模建築物に対する指導	44
⑦小規模事業所のリサイクル推進	46

第4章 し尿・浄化槽

1 し尿の収集・処理	47
①家庭から出るし尿	47
②事業系し尿	47
2 浄化槽の設置・管理・指導	47

第5章 環境に配慮した持続可能な社会をめざして

1 循環型社会と脱炭素社会とは	48
①国の動向	48
②港区の取組	49
2 3つのR	50
①Reduce（リデュース）「発生抑制」	50
②Reuse（リユース）「再使用」	50
③Recycle（リサイクル）「再生利用」	50
3 普及・啓発活動	51
①港区3R推進行動会議	51
②リユース食器の無料貸出し	51
③リユース食器のレンタル費用補助	52
④エコライフ・フェア MINATO	52
⑤フードドライブ	53
⑥環境学習	54
⑦「資源とごみの分別ガイドブック」の発行	54
⑧年代別リーフレットの作成	54
⑨マイバッグの利用促進	54
⑩家具のリサイクル展	56
⑪家庭用生ごみ処理機等購入費の助成	57
⑫家庭用生ごみ処理機の貸出し	57
⑬30・10運動 <small>さんまる いちまる</small>	58
⑭食べきり強化月間	58
⑮港区食べきり協力店登録制度	59
⑯みなとエコショップ認定店を募集しています！	60

第6章 今後の港区の清掃事業

港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）	62
港区災害廃棄物処理基本方針	66
さくいん	70

注意

QRコードについては、令和8年3月1日時点のものを載せています。

エコ豆知識



リサイクルってどのくらいされているの？	2
もったいない！未利用食品を捨てないで！	3
まだ十分に使える木製家具があるんだけど	6
木製粗大ごみのリサイクル	7
間違えて他の区の有料ごみ処理券を買ってしまった！？	10
使用済み小型家電製品（携帯電話など回収対象9品目）の拠点回収を実施しています！	14
古着の拠点回収を実施しています！	15
回収した古着は、海外でリユース（再使用）されています！	15
使用済み蛍光灯・廃食用油の拠点回収を実施しています！	15
陶磁器・ガラス類の拠点回収を実施しています！	16
おもちゃの拠点回収を実施しています！	16
回収したペットボトルキャップは、NPO法人へ寄付されています！	16
集団回収をはじめするには	18
出し方にご注意ください	22
資源プラスチックやびん、缶、ペットボトル、古紙は、どんなものに生まれ変わるの？	22
不燃ごみの第1・3、第2・4の収集日とは？	24
「ごみ分別アプリ」をご利用ください！	25
もったいない！まだまだ資源（紙類など）・資源プラスチックが捨てられています	26
資源あれこれ	27
ガスシリンダーの廃棄にご注意ください！	27
土・砂等の処分について	28
家庭系消火器の回収について	28
さて、これは資源？ごみ？	29
プラスチックがリサイクルされるまで	34
焼却灰の有効活用	34
港清掃工場や港資源化センター、埋立処分場を見学したい	36

エコプラザ	37
東京二十三区清掃一部事務組合と東京二十三区清掃協議会	38
清掃車両には消火機能がいっぱい！？	40
ふれあい指導の取組	43
ペットが死んでしまった	44
大規模建築物を建設する時には	44
廃棄物管理責任者の選任が必要です	45
産業廃棄物と一般廃棄物	45
一般廃棄物の処理業者を探したい	45
港区に浄化槽っていくつあるの？	47
浄化槽の清掃業者を探したい	47
浄化槽の法定検査をしたい	47
ごみやリサイクルに関する区の条例・規則	49
イベント等での布団・廃食用油・使用済み小型家電製品・おもちゃの資源回収	52
ごみやリサイクルについての話を聞きたい	54
カッティングカー『みえる号』出勤中！	54
Plastics Smart × Minato Action	55
フリーマーケットに参加したい	57
清掃協力会	57
港区では1年にどのくらいの食品ロスが出ているの？	58
令和7年度ごみ減量優良事業者等・みなとエコショップ・食べきり協力店・優良集積所等を表彰しました	61

第1章 港区の資源とごみ

1 港区の地域特性

港区は、多くの企業のオフィス、繁華街や観光スポット（新橋、赤坂、六本木、台場など）を抱え、いつもたくさんの人で賑わっています。

そのため、昼間の人口が約97万人と夜間人口の約4倍もあるという特徴があります。（令和2年10月1日現在）

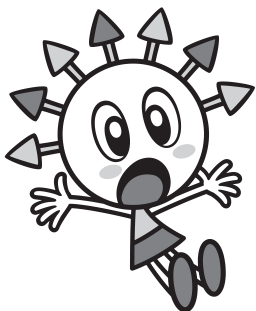
こうした区民や事業者などによる活発な都市活動は、地域の活力となっている反面、多量のごみを発生させる要因ともなっています。港区では約4万ある事業所（会社、飲食店、商店など）から出るごみが、全ごみ量の約半分を占め、これらを減らしていくことが、緊急の課題となっています。



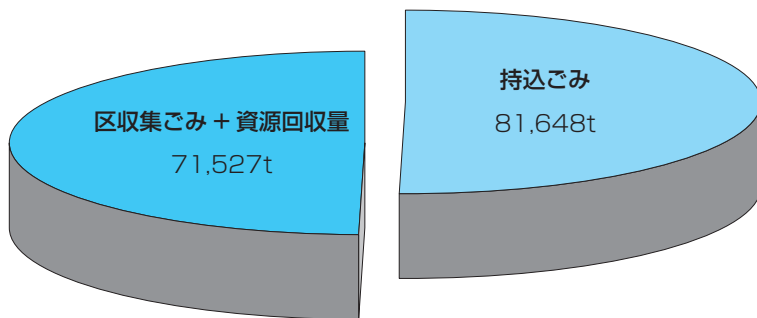
朝、会社・学校に向かう人々

昼夜人口変動区 上位5区（令和2年国勢調査）

	区分	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	夜間人口に対する 昼間人口の純増分 (人)
	東京都	16,315,279	14,047,594	2,267,685
	23区	12,346,348	9,733,276	2,613,072
1	千代田区	903,780	66,680	837,100
2	港区	972,673	260,486	712,187
3	中央区	633,390	169,179	464,211
4	新宿区	793,528	349,385	444,143
5	渋谷区	551,344	243,883	307,461



総排出量の排出割合



区収集ごみ：家庭及び少量排出事業者（有料ごみ処理券を貼って区の収集に出している小規模事業者）から出されたごみの量

資源回収量：古紙、びん・缶、ペットボトル及び資源プラスチックなどリサイクルが可能なもので区及び町会などの集団回収等により回収した資源量

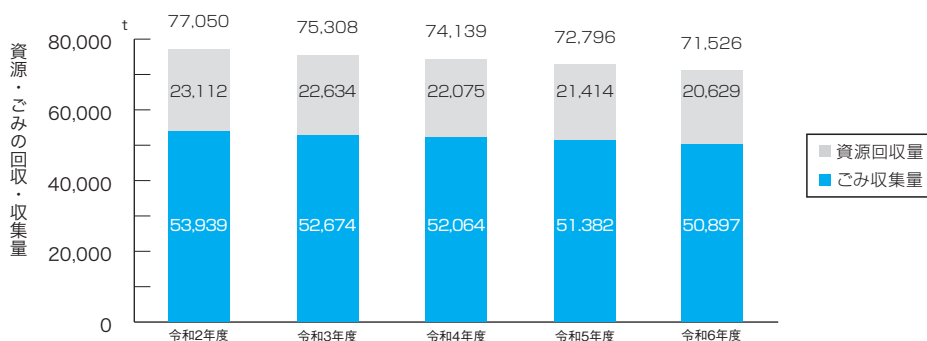
持込ごみ：事業系ごみのうち、排出事業者自ら、若しくは区の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が東京二十三区清掃一部事務組合施設に持ち込まれたごみの量

2 資源・ごみの回収・収集量

①資源・ごみの回収・収集量の推移（多量排出事業者分を除く）

港区では、平成11年度から全ての集積所で古紙、びん、缶の資源回収を開始しました。その後、平成18年7月からはペットボトル、平成20年10月からは、それまで不燃ごみだったプラスチックの資源回収を開始しました。不燃ごみの半分を占めていたプラスチックを資源としてリサイクルすることで、資源の有効活用と埋立処分場の延命化を図っています。平成24年度からは、不燃ごみ・粗大ごみに含まれる金属製品、蛍光灯のピックアップ回収を開始、平成28年度からは、粗大ごみに多く含まれる木製品のピックアップ回収を開始、令和4年度からは不燃ごみに含まれる陶磁器・ガラス類及びおもちゃのピックアップ回収を開始し、さらなる資源の有効活用を進めています。

港区ホームページで、月別の資源回収量・ごみ収集量をお知らせしています。



年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
資源回収量	内訳	資源アラック	2,845	2,706	2,651	2,562	2,584
		ペットボトル	1,358	1,366	1,330	1,448	1,619
		びん、缶	4,668	4,502	4,214	4,077	3,934
		古紙	7,643	7,660	7,662	7,276	6,707
		ピックアップ回収	1,103	1,099	987	1,040	967
	集団回収	拠点・イベント回収	73	99	105	102	106
		古紙	4,784	4,616	4,571	4,388	4,190
		布類	19	19	23	25	34
		金属類	278	237	212	201	193
		びん類	182	176	166	153	146
その他	159	156	154	142	149		
		53,939	52,674	52,064	51,382	50,897	
ごみ収集量	内訳	可燃ごみ	48,948	47,595	46,641	45,952	45,553
		管路収集	1,503	1,556	1,775	1,928	1,944
		不燃ごみ (資源化量を除く)	1,431	1,390	1,319	1,280	1,226
		粗大ごみ (資源化量を除く)	2,056	2,133	2,329	2,222	2,174

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致していない場合があります。

★★エコル豆知識

リサイクルってどのくらいされているの？

港区の資源・ごみの回収・収集量に占める資源※の割合（リサイクル率）は、令和6年度で28.8%です。

※「資源」には、集積所回収、拠点回収、イベント回収及び集団回収による資源回収量に加えて、不燃ごみ・粗大ごみからピックアップ回収した資源も含まれます。

詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025

★★エコル豆知識

もったいない！未利用食品を捨てないで！

令和4年度に実施した「ごみ排出実態調査」の結果から、港区で排出された可燃ごみの中に、約1.7%程度の未利用食品が含まれていることがわかりました。

港区では、国や都が2000年度比で2030年度までに食品ロス量の半減を目標としていることに合わせ、未利用食品の有効活用策の一つとして、フードドライブ（未利用食品の寄付）事業を展開しています。

各家庭でも、必要な食品を必要な分だけ購入する、保存食の賞味期限をこまめに確認し、食べることや、食べきれない分はフードドライブへ寄付するなど、日常的な工夫により、廃棄される未利用食品の削減にご理解とご協力をお願いします。

可燃ごみとして排出された未利用食品



主食類



菓子類



その他



港区ごみ排出
実態調査書（令和4年度）



②港区で回収・収集している資源・ごみ

(ア) 家庭から出る資源・ごみ

港区では、家庭から出る資源プラスチック、資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを回収・収集しています。

港区の人口は、一時、減少の傾向が続き、15万人を割り込んでいましたが、現在は、都心回帰を背景にした活発な住宅建設により増加しています。（令和7年12月1日現在270,199人）

このため、家庭から出るごみも増加していくことが見込まれますので、ごみの減量及びリサイクルの推進にご協力をお願いします。

(イ) 事業所から出る資源・ごみ

オフィスや店舗など事業所から出る資源やごみは、事業者自らの責任において適切に処理することが法令上義務付けられています。したがって、事業所から出る廃棄物は、原則、区では収集しておりません。事業者は、許可を受けた廃棄物収集運搬業者に収集・処理を委託していただく必要があります。

(ウ) 手数料のかかる資源・ごみ

【家庭ごみ】

家庭から出る資源・ごみは原則として無料で回収・収集していますが、粗大ごみや臨時で排出する資源・ごみは、有料になります。ただし、天災・火災にあわれた人、生活保護・児童扶養手当などを受給中の人は、申請により減額または免除されます。

港区有料粗大ごみ処理券 A・B 券



（粗大ごみ：P.5 参照。）

〈有料粗大ごみ処理券〉

有料粗大ごみ処理券 A	1 枚 200 円	有料粗大ごみ処理券 B	1 枚 300 円
-------------	-----------	-------------	-----------

【事業系ごみ】

現在、区の収集を利用している小規模事業所については、事業系有料ごみ処理券を貼り付けてごみを排出してください。なお、**新規の事業所の資源・ごみの収集は受け付けていません（区内移転を含む。）**

区では大規模集合住宅の建設などにより人口が増加しており、区が収集する事業系ごみが現状より増加すると、家庭ごみの収集に支障が及ぶ可能性が生じます。このため、事業者については、許可を持った民間の収集運搬業者での収集への切り替えをお願いします。

※みなとリサイクル清掃事務所にて収集運搬業者をご紹介しますので、お問い合わせください。

みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03-3450-8025

港区事業系有料ごみ処理券

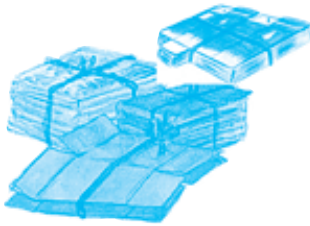




〈事業系有料ごみ処理券〉

特大・70リットル相当	緑	1セット5枚 (1枚609円) 3,045円	中・20リットル相当	赤	1セット10枚 (1枚174円) 1,740円
大・45リットル相当	青	1セット10枚 (1枚391円) 3,910円	小・10リットル相当	黄	1セット10枚 (1枚87円) 870円

※ 特大・70リットル相当の袋には重量物（大量の生ごみも含む）はお控えください。

事業系有料ごみ処理券の貼り方

<p>古紙</p>  <p>新聞紙・雑誌など種類別にして、ひもで束ねて高さ10cmにつき【10リットル】券を1枚貼ってください（新聞紙は4つ折・A4サイズ）。段ボールは2枚につき【10リットル】券1枚が目安です。</p>	<p>びん・缶・ペットボトル・資源プラスチック</p>  <p>それぞれ種類別に袋に入れて、資源の量に応じた券を貼ってください。</p>	<p>可燃ごみ 不燃ごみ</p>  <p>袋で出す場合、容器で出す場合とも、ごみの量に応じた券を貼ってください。</p>
---	---	---

手数料の基準

区分	手数料
家庭ごみ	1日10kgをこえるごみ1kgにつき46.0円
	臨時ごみ：1kgにつき46.0円
	粗大ごみは品目別の手数料（有料粗大ごみ処理券方式）
事業系ごみ	1kgにつき46.0円（有料ごみ処理券方式）

※区では、令和5年10月1日に、事業系一般廃棄物処理手数料を1kg40.0円から46.0円に改定しました。

(工) 粗大ごみ

家庭から出る家具、電化製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン等を除く。）などの大きなごみ（最大辺が30cm以上のもの）は、申込制で戸別に収集しています。また、毎週日曜日に限り、ごみの排出者自身が自家用車等で区内の芝浦清掃作業所に持ち込む「直接持ち込み」も受付けています（芝浦清掃作業所はP.35、P.39参照）。なお、事業者が排出する粗大ごみは区ではお受けできません。許可を持った民間の収集運搬業者に収集を依頼してください。

申込みは、戸別収集、直接持ち込みともに「みなと粗大ごみ受付センター」へインターネット、AIチャットボットまたは電話で行ってください。なお、生活保護・児童扶養手当などを受給されている方、天災にあわれた方は、申請により処理手数料が減額または免除されます。生活保護・児童扶養手当などを受給されている方は、粗大ごみ受付センターに、天災、火災にあわれた方は、みなとリサイクル清掃事務所までお電話にてご連絡ください。

排出方法は以下のとおりです。

(1) 戸別収集

申込みの後、お近くのごみ処理券取扱所で、港区の「有料粗大ごみ処理券」を購入し、名前またはハイフン以下5桁の受付番号と、収集予定日を記入して粗大ごみに直接貼ってください。申込時に指定された収集日に収集に伺います。なお、減額または免除を受けられる方はお申込み後、手数料減免申請により交付されるごみ処理券を貼ってください。

(2) 直接持込み

申込みの後、有料の場合はお近くのごみ処理券取扱所で、港区の「有料粗大ごみ処理券」を購入し、名前またはハイフン以下5桁の受付番号と、持込日を記入して粗大ごみに直接貼ってください。申込時に指定された持込日時にお申し込みされた方が本人確認書類を持参のうえ、芝浦清掃作業所（港南3-1-18、P.35、P.39参照）に持ち込んでください。

※粗大ごみの手数料はP.9のとおりです。戸別収集と直接持込みでは金額が異なります。申込時に確認してください。

みなと粗大ごみ受付センター

電話 **03-6747-9253**

(月～土曜日 午前8:00～午後7:00 年末年始を除く)

ホームページアドレス(24時間受付) (メンテナンス時、年末年始を除く)

<https://ecolife.e-tumo.jp/sodai-minato-tokyo-u/>



★★エコル豆知識

まだ十分に使える木製家具があるんだけど

港区では、区内の家庭で不用になった木製家具等を査定のうえ、状態が良いものについては無料で引き取り、希望者に先着順で有料販売しています。ただし、汚れがひどいものや、傷みがはげしいもの、また運び出しが困難な場合は引き取れませんので、ご注意ください。

令和6年度の実績は、引き取りが1,678点、販売数は1,755点でした。

家具の引き取り申込みについては

家具のリサイクル展事務局 ☎03(3472)8186 月～土 午前9:30～午後4:30

※日曜日、毎月第3木曜日、年末年始(12月28日～1月3日)は休館日です。

(詳しくは家具のリサイクル展：P.56参照)

ホームページ：<https://www.city.minato.tokyo.jp/gomigenryou/kurashi/gomi/kate/3r/kagu.html>



★★エコル豆知識

木製粗大ごみのリサイクル

粗大ごみは、年々増加しています。中でもタンスやテーブルなどの木製品が収集品目の上位を占めています。これらの木製品はこれまで破碎処理の上、清掃工場で焼却していましたが、平成28年度から、貴重な木材を資源として循環利用するため、建築資材として使用される「パーティクルボード」にリサイクルしています。

「パーティクルボード」とは？

破碎した木材をチップ化し、接着剤で板状に固めた合板です。用途に応じて厚みを調整し、住宅やオフィスの床下地や家具などに使用されています。また、既製の「パーティクルボード」も再びチップ化し、繰り返しパーティクルボードとして再生することができます。

これまでは焼却処分しなければならなかった木製粗大ごみの量が減るので、二酸化炭素の排出抑制にも効果があります。



1 リサイクルの流れ



(1) 収集した粗大ごみから木製品を選別します。
 (2) 木製品を手作業で破碎し、パーティクルボードの材料として不適當な金具などを取り除きます。
 (3) パーティクルボードを生産する工場に木材を運びます。
 (4) パーティクルボードに生まれ変わります。

2 パーティクルボードの材料にできない木製品

- (1) MDF を含む木製品
MDF は、木材をおが屑状にしたものを接着剤で固めた合板です。一片が細かすぎるため、パーティクルボードにできません。
- (2) ハニカム構造の木製品
軽量化のため、板と板の間をハニカム（蜜蜂の巣）状にした合板です。ハニカム部分が紙であることが多いことからパーティクルボードにはできません。
- (3) 表面がメラミン加工、塩ビシート加工された木製品
台所などで使用されている合板です。樹脂、プラスチック、紙が含まれていることからパーティクルボードにできません。

3 木製粗大ごみの資源化量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資源化量 (kg)	379,720	427,360	417,910	417,270
粗大ごみ収集量(kg)	2,759,995	2,866,710	2,800,557	2,747,973
リサイクル率	14%	15%	15%	15%

●リサイクル率は、粗大ごみ全体量に占める木製粗大ごみ量の割合です。
 ●粗大ごみのリサイクルは、上記以外にも資源化が可能な金属・家電製品や羽毛ふんについても取り組んでいます。

☆ご注意ください

エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL（令和6年4月1日から））、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（いずれも家庭用機器のみ）については、家電リサイクル法によりメーカーが回収・リサイクルを行っており、区では収集を行いません。なお、事業所で使用されているものであっても家電リサイクル法の対象です。一方、業務用機器であれば家庭で使用されているものであっても家電リサイクル法の対象外です。

①買いかえる場合……新しく買うお店が引き取ります。

②処分する場合…お近くの家電量販店にお問い合わせください。

※買ったお店がわからない場合、引っ越しなどで、買ったお店に引き渡せない場合は、メーカーまたは家電リサイクル受付センターでも引き取ります。

家電リサイクル 受付センター

☎ 0570-087200（ナビダイヤル）（月～金曜日 午前9:00～午後5:00 ※祝祭日を除く。）
インターネット受付（24時間受付） <https://kaden23rc.jp/index>

年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

お電話の際は事前にメーカー名と型番をお調べください。

電話番号はお間違えのないようにお願いします。



詳しくは区ホームページへ

品目	リサイクル料金（税込）※一例です		収集・運搬料金
エアコン	990円		
テレビ（ブラウン管式）、 薄型テレビ（液晶・プラズマ）	15型以下 1,870円	16型以上 2,970円	
冷蔵庫・冷凍庫	170リットル以下 3,740円	171リットル以上 4,730円	
洗濯機・衣類乾燥機	2,530円		

※上記の金額は国内主要メーカーのものです（リサイクル料金は、各メーカーで異なります。）。

※同じ家電でも、大きさや品目によって金額が異なります。

※リサイクル料金のほかに、収集・運搬料金がかかります。

使用済みパソコンを無料で回収しています

区は、小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、平成30年12月1日から使用済みパソコンを無料で回収しています。

詳細は下記URLまたはQRコードよりご覧ください。

港区ホームページ <https://www.city.minato.tokyo.jp/unei/pasokonkaisyuu.html>



第1章 港区の資源とごみ

主な粗大ごみ手数料 (令和7年4月1日現在) ☆申込の際、みなと粗大ごみ受付センターに必ず確認してください。

表の手数料は戸別収集の場合の料金です。

	品目	手数料
電気・ガス・石油器具	あ アイロン台	400円
	オーディオ機器 (単体のもの。カラオケ・スピーカーを除く。)	400円
	オープン・オープンレンジ	400円
	か ガステーブル(ガスこんろ)	400円
	キーボード(パソコン用)	400円
	こたつ(家具調電気こたつ。こたつ板を除く。)	900円
	こたつ(家具調電気こたつ以外のもの。こたつ板除く。)	400円
	さ 照明器具	400円
	除湿器	400円
	食器洗い乾燥機	1,300円
	炊飯器	400円
	ステレオセット(ミニコンポ。幅80cm未満のもの)	400円
	ステレオセット(幅80cm以上のもの)	2,300円
	ストーブ(ファンヒーター・オイルヒーターに限る。)	900円
	ストーブ(ファンヒーター・オイルヒーターを除く。)	400円
	スピーカー(1個)(最大辺50cm未満のもの)	400円
	スピーカー(1個)(最大辺50cm以上のもの)	900円
	扇風機	400円
	掃除機	400円
	た 電子レンジ	400円
電話・FAX(家庭用)	400円	
トースター	400円	
は ビデオデッキ・DVDプレーヤー・ハードディスクレコーダー	400円	
布団乾燥機	400円	
プリンター(高さ20cm以下)	400円	
プリンター(高さ20cm超30cm以下)	900円	
プリンター(高さ30cm超)・コピー機	1,300円	
ホットプレート	400円	
ポット	400円	
ま ミシン(卓上式のもの)	900円	
ミシン(卓上式のものを除く。)	2,300円	

直接持ち込みの場合は、表の手数料を次のように読み替えてください。

400円→ 無料 900円→ 400円
 1,300円→ 600円 2,300円→ 1,100円
 2,700円→ 1,300円 3,200円→ 1,600円

	品目	手数料
家具・寝具	あ 椅子(ソファーを除く。)	400円
	ウッドカーペット(6畳未満のもの)	900円
	ウッドカーペット(6畳以上のもの)	1,300円
	か こたつ板(やぐら部分は除く。)	400円
	さ 敷物・ホットカーペット(1畳以下のもの)	400円
	敷物・ホットカーペット(1畳超えのもの)	900円
	シングルベッド(ベッドマットを除く。)	1,300円
	ソファー(1人用のもの)	900円
	ソファー(2人以上用のもの)	2,300円
	ソファーベッド	2,300円
	た ダブルベッド(ベッドマットを除く。)	2,300円
	机(両袖机を除く。)	1,300円
	テレビ台(幅1m未満)	400円
	テレビ台(幅1m以上で天板がガラス製以外)	900円
	テレビ台(幅1m以上で天板がガラス製)	1,300円
	は 箱物家具(高さ+幅の合計が135cm以下のもの)	400円
	箱物家具(高さ+幅の合計が180cm以下のもの)	900円
	箱物家具(高さ+幅の合計が270cm以下のもの)	1,300円
	箱物家具(高さ+幅の合計が360cm未満のもの)	2,300円
	箱物家具(高さ+幅の合計が360cm以上のもの)	3,200円
パソコンラック	900円	
布団	400円	
ベッドマット	1,300円	

	品目	手数料	
その他	あ 衣装箱 ※	400円	
	か 子供用遊具(フランコ・滑り台を除く。)	400円	
	ゴルフ用具(一式)	400円	
	さ 自転車	16インチ未満のもの。電動自転車を除く。	400円
	16インチ以上のもの。電動自転車を除く。	900円	
	電動自転車	1,300円	
	ショッピングカート	400円	
	スーツケース	400円	
	スキー板・スノーボード	400円	
	な 乳児用具(ベビーベッド・ベビーカー・チャイルドシートを除く。)	400円	
	は ベビーベッド	900円	
	ベビーベッドマット	400円	
	ま 物干し竿	400円	

※家庭から出るすべてがプラスチック素材で、かつ最大辺が60cm未満の品物は、資源プラスチックの日に出すことができます。(出せるもの：プラスチックケース、ボックス、トレイ。ただし、鉄のネジなど他の素材を使用していないものに限ります。)

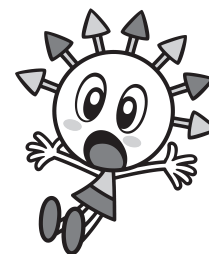
★★エコル豆知識

間違えて他の区の有料ごみ処理券を買ってしまった!?

間違えて買ってしまった場合は、処理券に記載されている区のごみ処理券担当課にお問い合わせください。

お買い求めの際は、「港区」のごみ処理券とはっきり指定してください。

詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所 ☎03 (3450) 8025



有料ごみ処理券取扱所一覧

取扱所	住所
みなとリサイクル清掃事務所	港区港南 3-9-59
有限会社松宮金物店	港区芝 1-11-14
上松輸送株式会社	港区芝 2-9-10
スタンダードサービス株式会社	港区芝 2-27-8 マスマンビル1階
A S A 田町浜松町	港区芝 3-3-14 ニットクビル1階
株式会社丸辰有澤商店	港区芝 3-14-7
NK リカー (越前屋酒店)	港区芝 3-22-7
安田精米店	港区芝 3-27-13
もともちユニオン新橋店	港区新橋 2-20-15 ウイング新橋地下1階
株式会社町田鉸製作所	港区新橋 3-4-8 昌栄ビル1階
相竹商店	港区新橋 4-18-3
リーベンハウス東京三田サウスタワー店	港区三田 3-5-27 住友不動産東京三田サウスタワー1階
福島金物店	港区三田 5-18-5-701
大門精米店	港区芝大門 2-4-14
福祉売店 はなみずき	港区芝公園 1-5-25 港区役所1階
株式会社マスマト	港区虎ノ門 1-7-6
有限会社カネコ	港区虎ノ門 3-8-26

取扱所	住所
有限会社タマガワヤ	港区虎ノ門 5-2-6
有限会社駿州屋天野商店	港区南麻布 3-18-15
有限会社おおひら	港区南麻布 3-22-12
兵庫屋酒店	港区南麻布 4-3-5
リーベンハウス泉ガーデン店	港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー1階
リーベンハウス六本木グランドタワー店	港区六本木 3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー1階
株式会社水橋	港区六本木 3-3-4
朝屋酒店	港区六本木 6-15-19
木村容器株式会社	港区麻布台 2-4-2 保科ビル1階
株式会社長門屋商店	港区麻布十番 1-5-25
有限会社ライフショップカニエ	港区麻布十番 1-11-7
株式会社入山商店	港区麻布十番 2-1-8
有限会社ナニワヤ	港区麻布十番 3-9-5
株式会社善波	港区東麻布 2-6-7

第1章 港区の資源とごみ

取扱所	住所
株式会社三河屋鈴木勘十商店	港区赤坂 2-10-14
有限会社関根酒店	港区赤坂 2-13-21
株式会社吉池赤坂店	港区赤坂 2-15-18
ビックカメラ赤坂見附駅店	港区赤坂 3-1-6
株式会社四方	港区赤坂 3-12-21
株式会社栗原	港区赤坂 7-11-7
株式会社柏屋	港区元赤坂 1-5-18
合資会社青山小西商店	港区南青山 3-7-14
有限会社升本森商店	港区南青山 7-13-14
有限会社日野平猪瀬商店	港区北青山 2-9-12
株式会社紀ノ國屋	港区北青山 3-11-7
はーとカフェ	港区高輪 1-4-8
尾花屋商店	港区高輪 1-26-12
B & D マロニエ	港区高輪 1-27-19
有限会社星野屋商店	港区白金 5-14-8
有限会社風間商店	港区白金 6-1-2
有限会社小峰米店	港区白金台 5-3-2
東京港船舶食糧品株式会社	港区芝浦 1-8-4
有限会社かどや不動産	渋谷区恵比寿西 1-1-1
灘屋総本店	渋谷区神宮前 5-50-5
日盛運輸株式会社	江戸川区篠崎町 3-1-11
上記の他、以下のコンビニエンス・ストアでも取り扱っています。 (一部店舗除く) セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ・ デイリーヤマザキ	

この標識が目印!



**有料粗大ごみ処理券
事業系有料ごみ処理券
取扱所**



港 区

③収集の形態

(ア) 集積所での収集

港区内には、約 12,200か所（令和8年1月1日現在）の集積所があります。ここでは、家庭と少量排出事業者から出される資源プラスチック、資源（古紙、びん、缶、ペットボトル）、可燃ごみ、不燃ごみを回収・収集しています。

種 別		回数
資源プラスチック		週 1 回
資源	古紙	
	びん・缶	
ペットボトル		
可燃ごみ		週 2 回
不燃ごみ		月 2 回

（特別地域を除く）

(イ) 拠点回収

拠点回収は、使用済み乾電池、使用済み小型家電製品、古着、使用済み蛍光灯、廃食用油等の回収ボックスを総合支所などの区有施設に設置し、区民の皆さんがそこに持ち寄ったものを区が回収するシステムです。（いずれも家庭から出される資源のみです。）

拠点回収場所によって対象品目が異なるため、詳しくは、P.13をご参照ください。

●使用済み乾電池

ボタン型電池を除く、一次電池に含まれる鉄や垂鉛などの資源をリサイクルします。（回収しているのは、筒型乾電池のみです。充電式の電池やボタン型電池は、一部の販売店で回収を行っているほか、不燃ごみの収集曜日で回収しています。）

●使用済み小型家電製品（携帯電話など回収対象 9 品目 ※詳細は P.14 を参照してください。）

不燃ごみとして捨てられている携帯電話などの使用済み小型家電製品の中には、有用金属（金・銀・銅などの貴金属やパラジウムなどのレアメタル）が含まれているものがあり、これらを資源として有効活用します。

●古着

古着は、可燃ごみとして収集していますが、各拠点にお持ちいただくことで、キレイな状態で集めることができ、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）が可能です。

※詳しくは、P.15、P.17 を参照してください。

●使用済み蛍光灯

蛍光灯に含まれる水銀、ガラス、アルミニウムなどの資源を回収し、リサイクルしています。（割れた蛍光灯は購入時のケースや新聞紙に包み「キケン」と表記して、不燃ごみにお出しください。）

●廃食用油

廃食用油は、可燃ごみ（イベント等での回収を除く）として収集していますが、石けん用原料や飼料等にリサイクルが可能です。

●陶磁器・ガラス類

陶磁器・ガラス類は、不燃ごみとして収集していますが、拠点で回収したもののなかから状態のよいものを選別し、海外でリユースし、そのほかは、土木資材としてリサイクルしています。

●おもちゃ

おもちゃは、素材や大きさにより、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分類され、廃棄物として処分されていましたが、再使用可能なもののみを集めることで、海外でリユースにつながります。

●ペットボトルキャップのリサイクル

ペットボトルのキャップは、資源プラスチックとして回収していますが、キャップのみを回収することで、高品質なプラスチック製品へのリサイクルが可能となります。なお、集めたキャップの対価は、事業者を通じて、世界の子どもたちへワクチンを支援する NPO 法人へ寄付されます。

区有施設拠点回収場所一覧

回収場所	所在地	ペット ボトル キャップ	使用済み 乾電池	使用済み 小型家電 製品	古着	使用済み 蛍光灯	廃食用油	陶磁器・ ガラス類	おもちゃ
芝地区総合支所	芝公園1-5-25	○	○	○	○				
麻布地区総合支所	六本木5-16-45	○	○	○	○				
赤坂地区総合支所	赤坂4-18-13	○	○	○	○				
高輪地区総合支所	高輪1-16-25	○	○	○	○				
芝浦港南地区総合支所	芝浦1-16-1	○	○	○	○				
芝浦港南区民センター	芝浦4-13-1	○		○	○				
台場区民センター	台場1-5-1	○	○	○	○				
みなとリサイクル清掃事務所	港南3-9-59	○	○	○	○	○	○	○	○
みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所	元麻布3-9-6	○	○	○	○	○	○	○	○
エコプラザ	浜松町1-13-1	○	○	○	○	○	○		○
三田いきいきプラザ	芝4-1-17	○		○					
神明いきいきプラザ	浜松町1-6-7				○				
南麻布いきいきプラザ	南麻布1-5-26		○		○				
ありすいきいきプラザ	南麻布4-6-7		○		○				
西麻布いきいきプラザ	西麻布2-13-3		○		○				
飯倉いきいきプラザ	東麻布2-16-11	○	○	○					
青山いきいきプラザ	南青山2-16-5	○	○	○	○				
青南いきいきプラザ	南青山4-10-1		○						
豊岡いきいきプラザ	三田5-7-7	○							
高輪いきいきプラザ	高輪3-18-15	○							
白金いきいきプラザ	白金3-10-12	○							
白金台いきいきプラザ※	白金台4-8-5		○	○	○				
港南いきいきプラザゆとりーむ	港南4-2-1	○							
みなと図書館	芝公園3-2-25		○						
三田図書館	芝5-36-4		○						
麻布図書館	六本木5-12-24		○						
赤坂図書館	南青山1-3-3		○						
高輪図書館	高輪1-16-25		○						
港南図書館	港南3-3-17		○						
浜松町駅北口自転車等駐車場	海岸1-2-34				○				
港区スポーツセンター	芝浦1-16-1				○				

※白金台いきいきプラザは、大規模改修工事に伴い、令和6年9月1日～令和8年6月30日（予定）の間、受付を休止します。

★★エコル豆知識

使用済み小型家電製品(携帯電話など回収対象9品目)の拠点回収を実施しています！

令和4年度に実施した「ごみ排出実態調査」の結果では、区内の家庭から排出される不燃ごみの中で、使用済み小型家電製品の占める割合は約10.4%となっています。

これらの中には有用金属（金、銀、銅などの貴金属やパラジウムなどのレアメタル）が使用されている小型家電製品を含んでいますが、不燃ごみの処理過程においては、鉄、アルミなどが一部リサイクルされているだけで、多くの有用金属がリサイクルされずに埋め立て処分されているのが現状です。

このため、区では一層の資源化率の向上と不燃ごみの減量を推進するため、これらの有用金属のリサイクルを進めています。

特に、携帯電話などの回収対象9品目（下記参照）については、有用金属が含まれていることから、区有施設に回収ボックスを設置し、拠点での資源回収を実施しています。

回収方法

区有施設14か所に設置してある黄色い回収ボックスに直接入れてください。

【注意事項】

- ◇携帯電話などの個人情報には必ず消去してください。また、SDカードなどの記憶媒体も取り除いてください。
- ◇リチウム電池などの電池類も取り除いてください。

回収できるもの（回収対象9品目）



回収ボックス設置場所

回収ボックス設置場所についてはP.13を参照してください。

障害者の就労支援につながります

使用済み小型家電製品のうち、携帯電話から基盤を取り出す業務、コード類から銅線を取り出す業務をみなと障がい者福祉事業団に委託しています。

取り出した基盤や銅線の売却益を委託経費に充て、障害者の就労支援の拡大を図っています。使用済みの携帯電話などを回収ボックスに入れることで、障害者の就労支援につながります。

★★エコル豆知識

古着の拠点回収を実施しています！

家庭から出された古着・廃食用油は可燃ごみ（イベント等での回収を除く）、蛍光灯は不燃ごみとして収集しています。しかし、これらは再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）が可能なことから、資源として拠点回収を行うことで再資源化を推進し、あわせてごみの発生を抑制しています。

古着・廃食用油は可燃ごみ、蛍光灯は不燃ごみとして出すこともできますが、再資源化推進のため、拠点回収にご協力をお願いします。

古着の回収…海外で、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）されます。（詳しくは P.17）

洗濯された状態で、中身が見える袋に入れて回収ボックス設置場所へお持ちください。クリーニングの必要はありません。

○回収できるもの

- ・リユースができる衣類全般
 - ※リユースが前提ですので、再度身に付けることが可能なものに限ります。
- ・肌着（下着）、靴及び靴下（左右揃っているものに限る）、タオル、和服、帯なども回収できます。

×回収できないもの

- ・布団、座布団、カーペット等の敷物
- ・ゴム・ビニール製品、会社の制服・ユニフォーム
- ・汚れがひどい、濡れている等、状態の悪いもの
- ・ベット用に使用されたもの

（区有施設拠点回収場所一覧：P.13 参照）

回収した古着は、海外でリユース（再使用）されています！

区民の皆様よりお預かりした古着は、主に、海外で衣服としてリユース（再使用）されており、資源の有効利用と可燃ごみ量の削減に役立てています。日本の古着は品質が大変良いため、日本人に体型に近い東南アジアでは、特に人気があります。古着として使用できないものは、ウエス（工業用ぞうきん）として使用されます。「ごみ」として焼却するのではなく、「資源」として分別することで様々なかたちで有効利用されています。



使用済み蛍光灯・廃食用油の拠点回収を実施しています！

使用済み蛍光灯の回収…含まれている有用金属を取り出してリサイクルします。

直管型・円型蛍光灯を、購入した際に入っていた箱または新聞紙に包んで、割れないように回収ボックス設置場所へお持ちください。割れた蛍光灯は不燃ごみにお出しください。

廃食用油の回収…バイオディーゼル燃料、石けん、塗料、肥料などに再生利用（リサイクル）されます。

廃食用油を常温に冷ましてから、ジョウゴ等を使ってペットボトルなどの密閉可能な容器に移し替え、キャップをしっかり閉めて回収ボックス設置場所へお持ちください。

※油は食用油に限ります。石油系のオイル等、食用以外のものは絶対に入れないでください。

※揚げカスが入っても構いません。



★★エコル豆知識

陶磁器・ガラス類の拠点回収を実施しています！

不燃ごみとして収集している陶磁器・ガラス類を資源として活用するため、みなとリサイクル清掃事務所（港南 3-9-59）、みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所（元麻布 3-9-6）の2か所で拠点回収を行っています。

回収した陶磁器・ガラス類は、状態の良いものは事業者を通じて海外でリユースされ、それ以外は、土木資材にリサイクルしています。

**【回収できるもの】**

食器（皿・急須・茶碗・コップ・コーヒーカップ等）、化粧びん（中身を使いきり、キャップははずしてください）、30cm未満の板ガラス

【回収できないもの】

レンガ、タイル・外壁材、ブロック、電球

各回収拠点に、右の写真のようなボックスを設置していますのでこちらに入れてください。

中身の見える袋に入れて最寄りの回収ボックスに入れてください。

資源の有効利用のため、みなさんのご協力をお願いします。

（区有施設拠点回収場所一覧：P.13参照）

**おもちゃの拠点回収を実施しています！**

回収したおもちゃは、業者を通じて海外でリユースしています。

【回収できるもの】

人形・ぬいぐるみ、ミニカー・ラジコン、知育玩具、音響玩具等、家庭で使用していたおもちゃ

【回収できないもの】

破損・汚れのひどいもの、部品の欠品等により使えないもの、動かすためにコンセントが必要なもの、エアガン等危険性のある玩具、ペット用品、CD・DVDなどディスク



収集運搬に支障が出るため、回収ボックス（たて40cm×よこ40cm×高さ70cm）に入らない大きさのものは、対象外です。

回収したペットボトルキャップは、NPO法人へ寄付されています！

拠点回収で集めたキャップはリサイクル業者に引き渡し、リサイクルによって得られた収益の一部が、世界の子どもたちにワクチンを届ける活動を行っているNPO法人へ寄付されます。



古着回収ボックス設置場所

古着回収ボックスは、各総合支所にも設置しています！

回収ボックス設置場所	開館時間	休館日
芝地区総合支所 1階 南入口 (芝公園 1-5-25)	午前8:30～午後5:00	土・日曜、祝日、年末年始
麻布地区総合支所 1階 入口 (六本木 5-16-45)		
赤坂地区総合支所 2階 入口 (赤坂 4-18-13)		
高輪地区総合支所 5階 入口 (高輪 1-16-25)		
芝浦港南地区総合支所 1階アトリウム(芝浦 1-16-1)		
芝浦港南区民センター 1階 (芝浦 4-13-1)	午前9:00～午後9:30	年末年始(12月29日～1月3日) その他、臨時休館をする場合があります
台場区民センター 1階 (台場 1-5-1)		
みなとリサイクル清掃事務所 2階 入口(港南 3-9-59)	午前7:40～午後5:00	日曜、年末年始
みなとリサイクル清掃事務所 作業連絡所 (元麻布 3-9-6)	午前9:30～午後3:00	日曜、年末年始
エコプラザ 1階 線路側入口 (浜松町 1-13-1)	午前9:30～午後8:00	年末年始(12月29日～1月3日) 第4月曜日(祝日にあたるときは その翌日)
神明いきいきプラザ 1階 (浜松町 1-6-7)	月曜～土曜 午前9:00～午後9:30 日曜 午前9:00～午後5:00	年末年始(12月29日～1月3日) その他、臨時休館をする場合があります
南麻布いきいきプラザ 1階 (南麻布 1-5-26)		
ありすいきいきプラザ 1階 (南麻布 4-6-7)		
西麻布いきいきプラザ 1階 (西麻布 2-13-3)		
青山いきいきプラザ 1階 (南青山 2-16-5)		
白金台いきいきプラザ 1階 (白金台 4-8-5) ※		
浜松町駅北口自転車等駐車場 (海岸 1-2-34)	午前4:30～ 翌日午前1:30	年中無休
港区スポーツセンター みなとパーク芝浦 3階 (芝浦 1-16-1)	午前8:30～午後10:30	年末年始(12月31日～1月3日) 第1月曜日(祝日・振替休日にあ たるときは、その翌日)

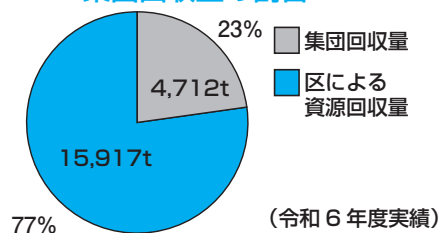
※白金台いきいきプラザは、大規模改修工事に伴い、令和6年9月1日～令和8年6月30日(予定)の間、受付を休止します。

(ウ) 集団回収

集団回収とは、町会、自治会、PTA、管理組合など地域の団体が、古紙類や缶などの資源を分別して集め、資源回収業者に引き渡してリサイクルするシステムです。中小企業基本法の小規模企業者が排出する古紙も集団回収の対象です。

集団回収は、資源をきめ細かく分別できるため、再生のための良質な原料が確保できます。

港区の資源回収量に占める
集団回収量の割合



区の支援内容

①報奨金の支給 (回収量1キロあたり支給額)

品目		報奨金
古紙	新聞、雑誌、段ボール	7円/kg
	紙パック、その他再生可能紙	20円/kg
布類		10円/kg
金属類、びん類、その他		7円/kg

②空き缶プレス機の貸出し

③資源回収業者登録制度

適切な回収料金、処理方法を実践する資源回収業者の区への登録制度により、集団回収実践団体が優良な資源回収業者を選択し、安心して集団回収に取り組める環境を整備しています。
※リストは区ホームページで公開しています。

④古紙回収業者への支援

集団回収のネットワークを支える資源回収業者の経営を支援するため、古紙の市況価格が大きく下落した場合、古紙回収業者に対し助成を行います。

★★エコル豆知識

集団回収をはじめするには

- ①区民の方が概ね10世帯以上集まり、団体を構成してください。
- ②回収する品目、回収日、回収場所を決めて、回収業者と契約をします。
(回収業者は、区に登録している事業者から選んでください。)
- ③各総合支所へ団体登録の申請をします。
(登録が済み次第、登録証をお届けします。)
- ④活動スタート！

詳しくは、各総合支所協働推進課へ



集団回収量の推移

(kg)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
古紙	4,784,188	4,616,197	4,571,375	4,387,944	4,189,866
びん	182,155	175,506	166,002	152,828	146,365
缶類	278,420	236,605	211,806	200,676	192,810
布類	19,014	19,366	22,996	25,210	34,151
その他	159,327	155,536	153,735	142,379	149,077
合計	5,423,104	5,203,210	5,125,914	4,909,037	4,712,269

● 資源とごみの正しい分け方・出し方 ●

資源プラスチック

プラマーク (♻️) を目安に分別してください。
(ポリエステル等の繊維でできた製品は可燃ごみに出してください。)

フィルム・袋類



ペットボトルのラベル

ビニール袋
お菓子の袋

お菓子の袋は、裏側がアルミでも、プラマークがあれば資源プラスチックです。



錠剤の包装フィルム

錠剤(薬)は可燃ごみです。

カップ・パック類



カップ麺などの容器

卵などのパック

トレイ類



弁当容器

キャップ・ふた類



ペットボトル、インスタント
コーヒーのふたなど

ボトル・チューブ類



シャンプーや洗剤の容器

緩衝材



発泡
スチロール

エアキャップ
(ぶちぶち)

果物ネット

その他

プラマークの無い製品は、リサイクルに適さない材質の混入を防ぐため、明らかにプラスチックのみでできているものを対象としています。



CDケース



プラスチックケース
・ボックス類
(60cm未満)



プラスチック製
のおもちゃ



ストロー・ラップ類

ラップなどについている
値札などのシールをはが
す必要はありません。



プラスチック製のハンガー

取っ手が金属の場合でも、
資源プラスチックです。



プラスチック製の洗面器

汚れている場合は、適度に汚れを落としてください。

ふた付きの容器または中身の見える袋に入れて出してください。

資源プラスチックは、上記の種類を問わず、
すべて同じ袋に入れて出してください。



汚れは
どこまで
落とせば
いいの？



食べ物などの異物が残っていると、資源プラスチックとして出すことができません。



古布で拭き取る、水ですすぐなどして、汚れを落としてください。洗剤は不要です。



食べ物の色素等が残っている程度なら、資源プラスチックとして出すことができます。



上記の種類を問わず、すべて同じ袋に入れて出してください。ごみ袋の中でさらに小袋に分けにしないでください。

回収できないもの

プラスチックは適度に汚れを落として資源プラスチックに出してください。ただし、汚れのひどいものは資源としてリサイクルできません。可燃ごみに出してください。

資源

雨の日でも回収します。品目ごとに分けて出してください。

びん・缶
飲食用に限ります



びんのみ

缶のみ

・すすいで出してください。
・ふたは、はずして素材ごとに分別してください。

ペットボトル
飲食用に限ります

キャップとラベルをはずす
(キャップ・ラベルは資源プラスチックへ)



すすぐ

つぶす

ペットボトルのみ

古紙

新聞紙・折込広告



雑誌



クリップ等はできるだけ取り外してください。

段ボール
ろう引きのもの以外



紙パック
内側が白色のもの



プラスチックの注ぎ口は取りはずして資源プラスチックへ

その他再生可能紙
菓子箱、包装紙、封筒、トイレトペーパーの芯など



紙袋に入れる
※紙以外の持ち手は取り除く



ひもでしばる



雑誌に挟んでひもでしばる

※使用済み乾電池・使用済み小型家電製品等は拠点回収へ (P.12 ~ P.14 参照)

回収できないもの

下記の品目は資源(古紙)として回収できません。可燃ごみに出してください。

ビニールコート紙、合成紙*、内側が白色以外の紙パック、薬品の付いたもの(感熱紙、カーボン紙、印画紙など)、防水加工されたもの(紙コップなど)、汚れや匂いのついたもの(ピザの箱、使い終わったティッシュペーパーなど)

※紙に付着している粘着テープ・ファイルの金具、クリップなどははずしてください。

*合成紙とは、一見すると紙ですが、化学的に合成して作られた紙状の製品で、ストーンペーパーと呼ぶものもあります。これらは、その耐水性等の機能性から、広告を入れる紙袋、防災やイベント用の地図等さまざまな用途に使用されるようになってきました。ところが、これらの合成紙は、製紙原料にはなりません(古紙としてリサイクルできません)。合成紙は、資源(古紙)ではなく、可燃ごみとして出してください。

可燃ごみ

汚れが落とせない
プラスチック



油の容器
醤油の小袋
など

プラスチックでも汚れの
落とせないものについて
は、可燃ごみです。

生ごみ



水をよく切って
ください。

衣類・紙おむつなど



排せつ物はトイ
レに流してくだ
さい。

ゴム・皮革製品



金属類はできるだ
け取り除いてから
出してください。

CD、ビデオテープなど



その他



少量の枝
(30cm 未満)

保冷剤

使用済みマスクの出
し方は P.22 を参照

可燃ごみ・
不燃ごみの出し方

「ふた付きの容器」又は
「中身の見える袋」で
段ボール箱、紙袋では出
さないでください。
(段ボールは資源へ)



不燃ごみ

(不燃ごみの第1・3、第2・4の収集曜日とは? P.24 参照)

❗ 出し方注意 (下記参照)

陶磁器・ガラス類



グラス
化粧品のびん

金属類



はさみ
刃物

鍋

傘

カセットボンベ
スプレー缶など



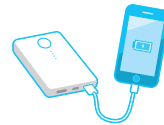
30cm 未満の小型家電



電球・蛍光灯



その他



モバイルバッテリー

❗ ※ P.22 出し方にご注
意ください 参照

※ 30cm 以上のものは粗大ごみです。

危険物
割れ物・刃物・電球や蛍光灯などの

新聞紙などに包み (電球などは購入時の
ケースに入れて)、「**キケン**」と書き、他の
不燃ごみとは別にして出してください。



カセットボンベなど
(スプレー缶・カセットボンベ・ライター)

①できるだけ中身を空にし
てください。



※カセットボンベが
大量にある場合は、
みなとリサイクル清
掃事務所までご相談
ください。

②危険ですので穴あけ作業は
絶対にしないでください。

③「**キケン**」と袋に
明記して、他の不燃
ごみとは別にして
出してください。



これらは「ふた付きの容器」では出せませんのでご注意ください。

❗
出し方

★★エコル豆知識

出し方にご注意ください

次の品物などを圧縮すると激しい発煙、発火が起こることが東京消防庁の調査でわかっています。これらを資源やごみとして出した場合、清掃車両内での圧縮機能によって発火する危険性や、中間処理施設において火災が発生する危険性があります。処分するときは、下記のとおり排出いただくようご協力をお願いします。

スプレー缶

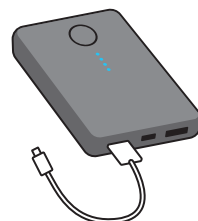
- ①穴を開けず、できるだけ使い切る。
- ②中身が空でも他のごみと混ぜずに袋を分ける。
- ③「キケン」「スプレー缶」などと袋に表記して不燃ごみとして排出する。



充電式の電池（リチウムイオンバッテリー等）・小型充電式家電（加熱式たばこ等）

一部の販売店で回収を行っています。回収の取り扱いについては、各販売店ごとに違う場合がありますので、各販売店にお尋ねください。

港区でも回収をしています。充電式電池を廃棄する場合は、絶縁処理（ビニールテープやセロハンテープで電極端子部分を覆う）をして、他の不燃ごみとは別にして中身の見える袋に入れてお出しくください。



★★エコル豆知識

資源プラスチックやびん、缶、ペットボトル、古紙は、どんなものに生まれ変わるの？

回収された資源プラスチックやびん、缶、ペットボトル、古紙は、品目ごとに選別・圧縮などされたあと再生工場場で再生品に生まれ変わります。

資源プラスチック

回収された資源プラスチックは、中間処理された後、再生工場に運ばれ、プラスチック製品や、ドライアイス、アンモニアなどの化学原料などに生まれ変わります。



びん

繰り返し使えるリターナブルびん以外は無色、茶色、その他の色に分けられ、新たにびんやガラス製品の原料、土木・建築資材などに使われます。

缶

缶はスチール缶・アルミ缶に選別され、スチール缶は缶のほか、電気製品、建設資材などの鉄製品に、アルミ缶は、缶のほか、自動車の部品、日用品などに使われます。



ペットボトル

ペットボトルは再びペットボトルに生まれ変わります。

古紙

古紙（新聞紙、雑誌、その他再生可能紙、段ボール、紙パック）はノートや新聞紙、印刷用紙、絵本、菓子箱、段ボール、トイレットペーパーなどに生まれ変わります。



詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025



資源回収・ごみ収集地域別曜日表（令和8年4月1日現在）

品目により収集する車が違います。また、道路状況やごみの排出量により収集時間帯が変わります。
 収集日の午前8：00(特別地域★付は午前7：30)までに出してください。前日の夜や収集後には出さないでください。

資源とごみは必ず分別し、収集日の朝に集積所にお出しくください。

	収集地域	資源	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	
		プラスチック	びん・缶・古紙 ・ペットボトル	(週2回)	(月2回)	
あ 行	赤坂	1丁目	水	土	月・木	第2・4火
		2・6・9丁目	土	水	月・木	第2・4金
		3丁目	土	水	月・木	第1・3金
		4・5・7・8丁目	土	水	月・木	第1・3金
	麻布十番	1～4丁目	金	火	水・土	第2・4木
	麻布台	1丁目	水	土	月・木	第2・4火
		2・3丁目	金	火	水・土	第2・4木
	麻布永坂町		金	火	水・土	第2・4木
	麻布狸穴町		金	火	水・土	第2・4木
愛宕	1・2丁目	水	土	月・木	第2・4火	
か 行	海岸	1丁目	月	木	火・金	第2・4土
		2・3丁目	木	月	火・金	第1・3水
	北青山	1～3丁目	月	木	火・金	第2・4土
	港南	1～5丁目	土	水	月・木	第1・3金
さ 行	芝	1・2・5丁目	月	木	火・金	第1・3土
		3丁目	火	金	水・土	第2・4月
		4丁目	木	月	火・金	第2・4水
	芝浦	1～3丁目	木	月	火・金	第2・4水
		4丁目	木	月	火・金	第1・3水
	芝公園	1・2丁目	月	木	火・金	第2・4土
		3・4丁目	水	土	月・木	第2・4火
	芝大門	1・2丁目	月	木	火・金	第2・4土
	白金	1・3・5丁目	水	土	月・木	第1・3火
		2・4・6丁目	金	火	水・土	第1・3木
白金台	1丁目	金	火	水・土	第2・4木	
	2・3・4・5丁目	金	火	水・土	第1・3木	
た 行	高輪	1・2丁目	水	土	月・木	第2・4火
		3・4丁目	土	水	月・木	第2・4金
	虎ノ門	1～5丁目	水	土	月・木	第2・4火
な 行	西麻布	1丁目	月	木	火・金	第1・3土
		2・3丁目	木	月	火・金	第2・4水
		4丁目	月	木	火・金	第2・4土
西新橋	1～3丁目	水	土	月・木	第1・3火	
は 行	浜松町	1・2丁目	月	木	火・金	第2・4土
	東麻布	1～3丁目	金	火	水・土	第2・4木
	東新橋	1・2丁目	月	木	火・金	第2・4土
ま 行	三田	1丁目	金	火	水・土	第2・4木
		2～5丁目	火	金	水・土	第2・4月
	南青山	1・2丁目	月	木	火・金	第1・3土
		3～6丁目	木	月	火・金	第1・3水
		7丁目	月	木	火・金	第2・4土
	南麻布	1～4丁目	火	金	水・土	第1・3月
		5丁目	木	月	火・金	第2・4水
元赤坂	1・2丁目	土	水	月・木	第1・3金	
元麻布	1～3丁目	火	金	水・土	第1・3月	

資源回収・ごみ収集地域別曜日表（令和8年4月1日現在）

ごみのポイ捨てはやめ、集積所と地域の美化にご協力ください。

収集地域	資源 プラスチック	資源 びん・缶・古紙 ペットボトル	可燃ごみ (週2回)	不燃ごみ (月2回)	
新橋	1丁目	水	土	月・木	第1・3火
	2丁目1～5・10～14・18～21	月	木	火・金	第2・4土
	2丁目6～9・15～17★	月	金	火・木・土	水
	3丁目1～7・26	月	木	火・金	第2・4土
	3丁目8～25★	月	金	火・木・土	水
	4丁目1・3・9・22～31	月	木	火・金	第2・4土
	4丁目5～7・10・11・14・ 15・18～21★(19-4除く)	月	金	火・木・土	水
	4丁目19-4	月	木	火・金	第2・4土
六本木	5・6丁目	月	木	火・金	第2・4土
	1丁目	水	土	月・木	第2・4火
	2丁目	土	水	月・木	第2・4金
	3丁目1～7・15-2～15-21・ 15-29・16～18	水	土	月・木	第2・4火
	3丁目8～14・15-22～15-25★	土	木	月・水・金	火
	4丁目1～3	土	水	月・木	第2・4金
	4丁目4～12★	土	木	月・水・金	火
	5丁目1～3★	土	木	月・水・金	火
	5丁目4～18	水	土	月・木	第1・3火
	6丁目	水	土	月・木	第1・3火
台場	7丁目1～12・13-1・ 13-9～13-11・15～23	月	木	火・金	第1・3土
	7丁目13-5～13-8・14★	土	木	月・水・金	火
1・2丁目	木	びん・ かん 火	古紙・ ペット ボトル 土	管路	月

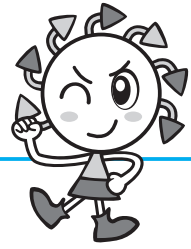
※年末年始と日曜日を除き、祝日もごみの収集を行っています。なお、年末年始の収集日については、「広報みなと」や集積所に掲載しますので、ご確認ください。一部の大規模集合住宅などで、収集曜日が異なることがあります。詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所までお問い合わせください。☎03(3450)8025
 ※★がついている地域は午前7:30までに出してください。

★★エコル豆知識

不燃ごみの第1・3、第2・4の収集日とは？

- 第1・3の収集日とは、その月の1回目と3回目の曜日（白色表示）です。
- 第2・4の収集日とは、その月の2回目と4回目の曜日（青色表示）です。
- 5回目の曜日（灰色表示）は、収集はありません。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



★★エコル豆知識

「ごみ分別アプリ」をご利用ください!

資源・ごみの分別や地域別の回収・収集日の検索、出し忘れを防止するアラーム機能、分別リサイクルゲーム等、便利で楽しい機能を備えた「ごみ分別アプリ」を配信しています。お手持ちのスマートフォンで手軽に利用できる「ごみ分別アプリ」を、ぜひご利用ください。

アプリは無料でご利用できます。下の QR コードからダウンロードしてください（ダウンロード時の通信料は利用者の負担になります。）。

※ iOS は 5.1.1 以降、AndroidOS は 2.3 以降に対応。

※このアプリの対象は、区内の家庭から排出される資源・ごみです。事業系の廃棄物等については、処理方法が異なります。



～主な機能～

●カレンダー機能

お住まいの地域の、資源・ごみの回収・収集日程を確認できます。当日と翌日、週間、月間の 3 パターンから表示方法を選択できます。

●出し忘れ防止アラーム

回収・収集の当日または前日、任意に設定した時刻にプッシュ通知でお知らせします。出し忘れを防ぐアラーム機能です。

●ごみ分別辞典

品目を入力することで、その品目の分別区分や、排出時の注意点等をすばやく確認できます。

●よくある質問

問い合わせの多い事柄について、Q&A 方式で確認できます。

●お知らせ

資源・ごみについてのお知らせや、清掃・リサイクル関連イベントのお知らせ等をお届けします。

●MAP 機能

拠点回収場所、有料粗大ごみ処理券取扱所、エコショップ等を掲載した地図を表示します。自宅や現在地に近い箇所の検索や、地域を選択して検索ができます。

●ゲーム機能

資源やごみの分別について、ゲームで遊びながら学べます。



トップ画面・画面例

～アプリのダウンロード～

●日本語版はこちら

・iOS 端末の方 (iOS5.1.1 以降に対応)



・Android 端末の方 (AndroidOS2.3 以降に対応)



●英語版はこちら

・iOS 端末の方 (iOS5.1.1 以降に対応)



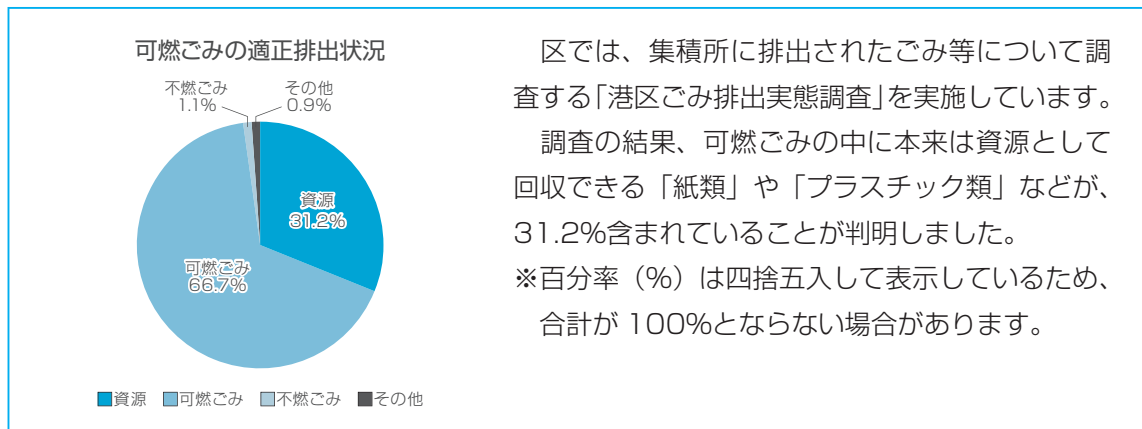
・Android 端末の方 (AndroidOS2.3 以降に対応)



★★エコル豆知識

もったいない！まだまだ資源(紙類など)・資源プラスチックが捨てられています

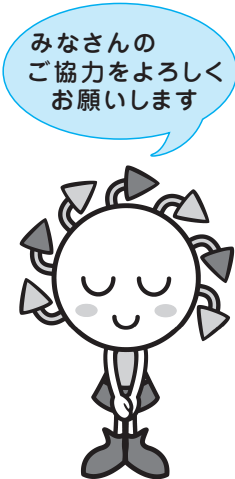
ごみ排出実態調査結果（令和4年10月実施）



●古紙の出し方

古紙は ①新聞紙 ②段ボール (ろう引きのもの以外) ③紙パック (内側が白い物) ④雑誌 ⑤その他再生可能紙 (菓子箱・包装紙・封筒など) の5分類で資源回収しています。

資源	正しい出し方	分類
折り込みチラシ	新聞紙と一緒に出してください	新聞紙
封筒	次の方法のいずれかで出してください ①紙袋に入れる ②ひもでしばる ③雑誌にはさむ	その他 再生可能紙
菓子箱		
包装紙		
パンフレット	雑誌などと一緒にひもでしばって出してください	雑誌



●資源プラスチックの出し方

資源プラスチックは、汚れを適度に落として、中身の見える袋に入れてください。

ごみに混ざった資源をきちんと分別するだけで、相当な量のごみを減らすことができます。さらなる分別にご協力ください！

なお、詳しい「ごみ排出実態調査」の結果は港区ホームページでご覧になれます。

この調査に関する問い合わせ みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025

★★エコル豆知識

資源あれこれ

①ジャムが残ったびんや吸殻が入った空き缶

飲食用のびんや缶は、貴重な資源です。中身が残っていたり、ごみが入っている場合は、残り水などですすぎ、きれいな状態でリサイクルに出してください。

②新聞紙の出し方

ごみなどの不純物が混ざってしまうことがありますので、ひもで束ねて出してください。

粘着（ガム）テープは使用しないでください。

③お菓子の袋

お菓子の袋は、裏側がアルミでも、プラマークがあれば資源としてリサイクルが可能です。

詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03（3450）8025



★★エコル豆知識

ガスシリンダーの廃棄にご注意ください！

最近、高圧ガスでソーダ等を作るために使用されたガスシリンダーが不燃ごみとして廃棄されていることがあります。ガスシリンダーは、区が指定する処理困難物に含まれます。収集の際に、爆発の恐れがあり、大変危険ですので、集積所に排出しないようお願いいたします。処分方法については、販売店かメーカーにお問い合わせください。



爆発した炭酸ガスシリンダー





爆発で割れたガスシリンダー断面部



●区で収集できないもの（処理困難物）

次のようなものは、区では収集できません。専門の業者に依頼するか、購入したお店、メーカーなどにご相談ください。

<ul style="list-style-type: none"> ・有害性のあるもの ・危険性のあるもの ・引火性のあるもの ・著しく悪臭を発するもの 	<p>例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・石油類 ・工業薬品 ・印刷物インク ・マッチ ・ガスボンベ ・塗料 ・水銀 ・ガスシリンダー 	 <p>塗料・灯油 薬品類</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・その他 	<p>例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火金庫 ・石膏 ・バッテリー ・土・砂や石・岩 ・レンガやコンクリートブロック 	 <p>バイク タイヤ ピアノ 消火器</p>

★★エコル豆知識

土・砂等の処分について

区では収集できません。下記の業者へご相談ください。

●問い合わせ先

株式会社信太（しだ）商店（月～金（年始除く。）午前8：00～午後6：00）

☎0120（937）277 ホームページ：<https://www.shida-eco.com>

ウイステリア ガーデン（月～土（祝日除く。）午前9：00～午後5：00）

*水・土は12：00まで

☎03（5374）2220 ホームページ：<https://wisteria-garden.jpn.org/>

*上記はみなとリサイクル清掃事務所で把握している処理業者です。

なお、処理料金等は各社へお問い合わせください。



家庭系消火器の回収について

従来、家庭から排出される消火器は、各メーカーが回収を行っていましたが、平成22年1月から全メーカーが参加する下記の団体が、リサイクルの向上と事故の防止のため、老朽化した消火器や不用になった消火器の回収をしています。

詳しくは

(株)消火器リサイクル推進センター（月～金（祝日、年末年始除く。）午前9：00～午後5：00

（正午～午後1：00を除く。）

☎03（5829）6773 <https://www.ferpc.jp/>



★★エコル豆知識

さて、これは資源？ごみ？

ごみの50音索引【あ～く】

行	項目	品名	資源プラスチック	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他	出し方と注意点	
あ	アイロン					●				
	アイロン台						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6	
	油	油(食用)			●					集積所に出すときは、布、新聞紙などに染み込ませるか、凝固剤などで固めて出してください 区有施設で拠点回収もしています
		油の容器(金属・ガラス製)				●				
		油の容器(プラスチック製)			●					
	雨具	雨具(カッパ)			●					
	アルバム	アルバム(紙製)				●				
アルバム(金属付)						●				
	アルミホイール・アルミ箔					●				
い	衣装箱						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6	
	一斗缶					●			30cm以上でも不燃ごみです	
	衣類			●					再度身に付けることが可能なものに限り、区有施設で拠点回収もしています	
	入れ歯							●	各総合支所、港区社会福祉協議会事務局で回収しています	
	インクカートリッジ	インクカートリッジ(プリンター用)			●				なるべく販売店等の回収ボックスへ	
う	植木鉢	植木鉢(陶磁器)				●			30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6 土の処分については P28	
		植木鉢(プラスチック)	●						30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6 土の処分については P28	
	腕時計					●				
え	エアコン							●	区では回収できません 販売店または家電リサイクル受付センターへ申込み P8	
	ACアダプター			●					区有施設で拠点回収もしています	
	延長コード			●					区有施設で拠点回収もしています	
お	OA用紙	その他の再生可能紙		●						
	おもちゃ	おもちゃ(プラスチック製)	●							30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
		おもちゃ(モーターや電池付)				●				30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
か	カーテンレール						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6	
	カーペット						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6	
	懐中電灯					●			電池は抜いて出してください	
	カイロ	カイロ(使い捨て)				●				
	傘					●			30cm以上でも不燃ごみです	
	カセットコンロ					●			30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6	
	カセットテープ				●					
	カセットボンベ					●			できるだけ使い切って中身を空にし、「キケン」と袋に書いて、他の不燃ごみとは別の袋で出してください P21	
	紙おむつ				●				排せつ物はトイレに流してから出してください	
	かみそり					●			新聞紙等に包んで「キケン」と書いて出してください	
	紙パック	紙パック(内側が白色)		●						
		紙パック(内側が白色以外)			●					
	紙袋	その他の再生可能紙		●						
	カメラ			●						デジタルカメラは区有施設で拠点回収もしています
	革製品	革製品(かばん等)			●					30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	缶	缶(飲食用)			●					汚れの落とせない物は不燃ごみで出してください
		缶(飲食用以外)					●			
	乾燥剤				●					
	く	空気清浄機						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
		薬の包装フィルム		●						錠剤(薬)は可燃ごみへ
靴		革靴、スニーカー、長靴等			●					
	クレヨン			●						

ごみの50音索引【け～ち】

行	項目	品名	資源プラスチック	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他	出し方と注意点
け	蛍光灯			●					購入時のケースなどに入れてください 区有施設で拠点回収もしています
	けいそう土バスマット								30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6 石綿(アスベスト)を含むものは収集できません メーカー等で回収を行っています
	携帯電話	スマートフォン・携帯電話・PHS		●					区有施設で拠点回収もしています(電池が取り外せないものは不燃へ)
	化粧品容器	びん プラスチック		●					区有施設で拠点回収もしています
こ	ゴム	ゴム製品			●				長尺物は30cm以内に切って出してください
	ゴルフ用品	ゴルフクラブ・バッグ ゴルフボール						●	みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
さ	座椅子							●	みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	雑誌			●					本、ノート等含まます
	ざる	ざる(金属製) ざる(プラスチック製)	●			●			
し	CD				●				CDケースは資源プラスチックへ
	自転車							●	みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	シャープペンシル				●				金属製のものは不燃ごみへ
	写真				●				
	シャンプー(ボトル)		●						中をすすいでから出してください
	充電器							●	
	シュレッダー紙ごみ				●				資源(古紙)では出せません
	消火器							●	消火器リサイクル推進センター(☎03-5829-6773)へ
	除湿剤				●				
	食器	食器(ガラス製、陶磁器) 食器(プラスチック製)	●	●					区有施設で拠点回収もしています
す	新聞紙			●					折込広告(チラシ)と一緒に束ねて出してください
	炊飯器							●	30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	ストッキング				●				
	ストロー		●						紙製のものは可燃ごみへ
	スプレー缶							●	できるだけ使い切って中身を空にし「キケン」と袋に書いて、他の不燃ごみとは別の袋で出してください P21、22
	スポンジ				●				
せ	洗濯機						●	区では回収できません 販売店または家電リサイクル受付センターへ申込み P8	
そ	掃除機						●	みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6	
た	体温計	体温計(デジタル式) 体温計(水銀式)						●	みなとリサイクル清掃事務所にご相談ください
	竹串				●				新聞紙等に包んで「キケン」と書いて出してください
	脱臭剤				●				
	卵パック	卵パック(紙製) 卵パック(プラスチック製)	●						
	たわし	たわし(金属製) たわし(ナイロン製・毛質製)						●	
	段ボール	段ボール(ろう引き以外) 段ボール(ろう引き)		●					
ち	注射器						●	区では収集できません(シリンジと一体のものを含む) 処方した医療機関または薬局に返却してください 針とシリンジが分離できる場合、シリンジは可燃ごみへ	

※「●」のマークが付いているものは、区有施設で拠点回収しています。詳しくはP.12～P.17を参照下さい。

※令和8年4月1日現在

さて、これは資源？ごみ？

ごみの50音索引【つ～ひ】

行	項目	品名	資源プラスチック	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他	出し方と注意点
つ	土・砂	土・砂(園芸用)						●	区では収集できません P28
	つまようじ				●				
て	DVD				●				DVDケースは資源プラスチックへ
	ティッシュ箱		●						ビニール部分は資源プラスチックへ
	テレビ	テレビ(ブラウン管、薄型、プラズマ、有機EL)						●	区では回収できません 販売店または家電リサイクル受付センターへ申込み P8
	電球					●			
	電子たばこ					●			P22へ
	電子レンジ						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	電卓・電子辞書			●		●			区有施設で拠点回収もしています
	電池	乾電池(筒型) 電池(ボタン式・充電式・リチウムイオンバッテリー)		●		●			区有施設で拠点回収もしています ● 一部の販売店で回収しています P22
と	トナー							●	販売店・メーカーにご相談ください
	ドライバー	ドライバー(工具)				●			
	ドライヤー					●			30cm以上は みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
な	塗料							●	区では回収できません 販売店・メーカーにご相談ください
	納豆パック(トレイ)		●						水に浸しておく汚れが落としやすくなります
	鍋					●			30cm以上(取っ手は含みません)はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	鍋つかみ				●				
ぬ	生ごみ				●				水切りをしてください 家庭用生ごみ処理機購入費の助成を行っています P57
	ぬいぐるみ				●				30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
ね	粘着テープ	ガムテープ、養生テープ			●				
の	のこぎり	のこぎり のこぎり(電動)				●			30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6 みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	バインダー	バインダー(紙製) バインダー(プラスチック製)			●				金具部分ははずしてください 金具がはずせない場合は不燃ごみへ
は	バケツ	バケツ(金属製) バケツ(プラスチック製)				●			30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6 30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	パソコン	パソコン(本体) パソコン(マウス) パソコン(キーボード)				●		●	区では回収できません メーカーにご相談ください または P8 30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	発泡スチロール	発泡スチロール	●						
	花火	花火(使用済み) 花火(未使用)			●				十分に水に濡らしてから出してください 十分に水に濡らしてから出してください
	歯ブラシ	歯ブラシ 電動歯ブラシ	●						
	刃物・針					●			新聞紙等に包んで「キケン」と書いて出してください
	ハンガー	プラスチック製 木製 金属製	●			●			フックが金属の場合でも資源プラスチックへ フックが金属の場合でも可燃ごみへ
	ひ	ビデオカメラ			●		●		
ビデオテープ					●				
ビデオデッキ、DVDプレイヤー、ハードディスクレコーダー							●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6

ごみの 50 音索引【ひ～わ】

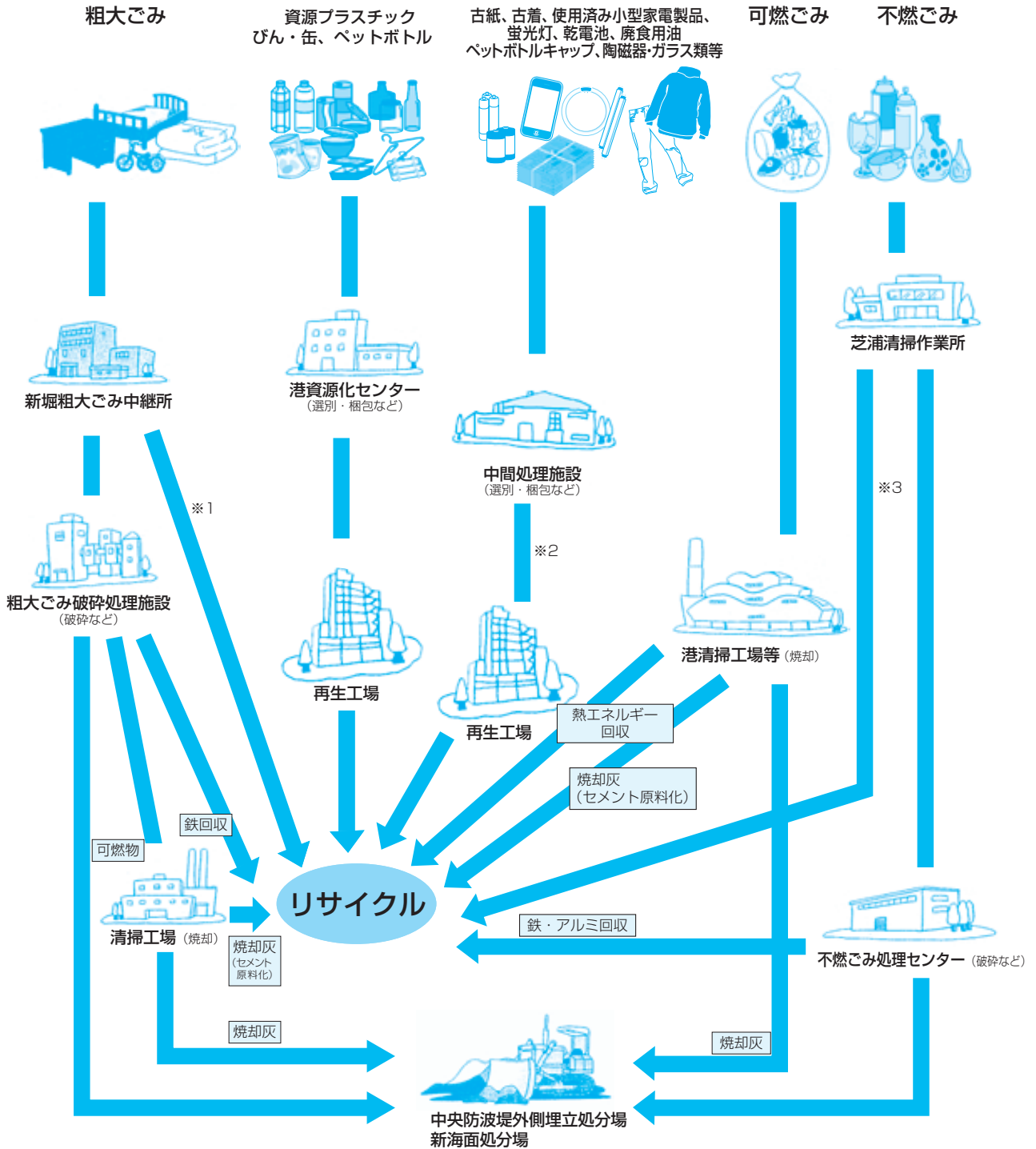
行	項目	品名	資源プラスチック	資源	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他	出し方と注意点
ひ	びん	びん(飲食用)		●					びんのふたは取りはずしてください
		びん(ガラス製花瓶、化粧品)		●					区有施設で拠点回収もしています
		びん(割れた)				●			新聞紙等に包んで「キケン」と書いて出してください
ふ	封筒	封筒(紙製)		●					ビニール製の窓は取って資源プラスチックへ窓が紙素材ならそのまま資源へ出してください
		封筒(ビニール製)	●						
	プチプチ(梱包材)		●						
	布団	布団、毛布					●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	フライパン					●			30cm以上(取っ手は含みません)はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
へ	プラスチックケース		●				●		60cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6 (60cm未満は資源プラスチックへただし、鉄のネジなど他の素材を含むものは粗大ごみです)
							●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6 インクカートリッジは販売店の回収ボックスへ
	ベッド						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	ペットボトル		●						キャップとラベルは資源プラスチックへ
ほ	ペット用の砂	紙、おから、シリカゲル砂、ベントナイト			●				
	ベビーカー						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	ヘリウムガスボンベ						●		みなと粗大ごみ受付センターへ電話でお申し込みください P6
ま	ベルト	ベルト(皮製)			●				
		ベルト(金属が多くついているもの)					●		
	防虫剤				●				
	包丁					●			新聞紙等に包んで「キケン」と書いて出してください
み	保冷剤			●					
	本棚						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
ま	マットレス						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	まな板	まな板(プラスチック製) まな板(木製)	●		●				30cm以上はみなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
み	ミキサー						●		
	ミシン						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
め	めがね					●			レンズとフレームがプラスチック製の場合は資源プラスチックへ
も	物干し竿						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
	モバイルバッテリー						●		販売店(一部)の回収ボックスへ 不燃で出す場合はP22へ
や	やかん					●			
	薬品						●		販売店または、専門業者に相談してください P28
ら	ライター						●		できるだけ使い切って中身を空にし「キケン」と袋に書いて、他の不燃ごみとは別の袋で出してください P21
	ラップ	ラップ ラップ(芯箱)	●	●					P9へ 金属がついている場合は、外して不燃ごみへ
り	旅行かばん						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6
れ	冷蔵庫・冷凍庫						●		家電リサイクル受付センターへ申込み P8
ろ	ローソク			●					
わ	輪ゴム			●					
	ワゴン						●		みなと粗大ごみ受付センターへ申込み P6

※「抛」のマークが付いているものは、区有施設で拠点回収しています。詳しくはP.12～P.17を参照下さい。

※令和8年4月1日現在

3 資源とごみの流れ～港区の資源とごみはどこへ行くの？

【流れ図】



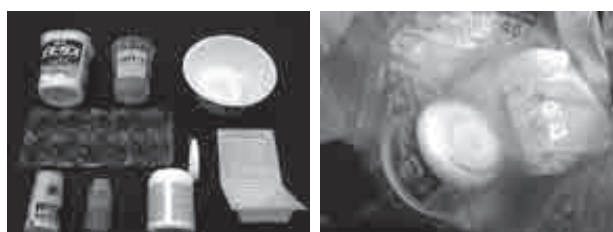
※ 1 金属系粗大ごみ（家電製品、金属製品等）、木製粗大ごみ、羽毛ふとんを選別し、リサイクルしています。
 ※ 2 古着は海外に輸出し、リユース（再使用）、リサイクルしています。
 ※ 3 発火の恐れがあるスプレー缶、カセットボンベ(破碎処理済)、蛍光灯、金属製品、小型家電製品、陶磁器・ガラス類、おもちゃ等を選別し、リサイクルしています。

★★エコル豆知識

プラスチックがリサイクルされるまで

各家庭

プラスチックを、中身の見える袋に入れて、回収日当日の午前 8:00 までに集積所に出してください。



中間処理施設（港資源化センター）

回収されたプラスチックは、手作業でプラスチック製容器包装、製品プラスチックと異物（金属が含まれていたり、汚れていて資源化できないもの）に選別します。資源となるプラスチック製容器包装と製品プラスチックごとに圧縮・梱包し、再生工場に運びます。



再生工場

中間処理施設から運ばれたプラスチック製容器包装および製品プラスチックは、プラスチック製品や化学原料などに生まれ変わります。



★★エコル豆知識

焼却灰の有効活用

東京 23 区から発生した可燃ごみは、清掃工場で焼却処理しています。焼却により発生した焼却灰は、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で最終処分しています。これらの処分場は限りある施設であり、次の新しい処分場を東京 23 区内で確保することは極めて困難な状況となっています。

東京二十三区清掃一部事務組合では、焼却灰を資源化することで最終処分量の削減及び資源の有効活用を進めています。詳しくはホームページをご参照ください。



◆港清掃工場



区内から集められた「可燃ごみ」を中間処理（焼却）する施設で、1日の焼却能力は、300t/日×3炉（1炉は予備）です。

大型コンピュータによる自動化システムが導入され、公害防止設備を持つとともに、ごみを燃やす際に発生する熱で発電を行っています。

所在地 港区港南 5-7-1



◆港資源化センター



区内から集められた資源プラスチック、びん、缶、ペットボトルを中間処理（リサイクルできるように選別・圧縮・梱包など）する施設です。（港清掃工場の敷地内に併設されています。）

缶類選別機・プレス機 アルミ缶 0.21t/h スチール缶 0.16t/h

びん類選別機 1.87t/h（無色、茶色、その他）

ペットボトル減容機 0.4t/h × 2台

資源プラスチック圧縮・梱包機 2t/h

所在地 港区港南 5-7-1

敷地面積 2,443.71㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
地上3階 延床面積 4,237.54㎡

完成年月 平成11年3月



◆芝浦清掃作業所



収集した「不燃ごみ」を大型車に積み替える施設です。資源化が可能な金属類等を手作業で回収し、発火の恐れがあるスプレー缶やライターを安全に破碎処理しています。また、平成27年2月から、毎週日曜日に粗大ごみの直接持込みの受け入れをしています（要事前予約：6ページ参照）。

所在地 港区港南 3-1-18

敷地面積 1,004.43㎡

延床面積 1,091.70㎡

完成年月 平成5年8月



◆新堀粗大ごみ中継所

収集した「粗大ごみ」を破碎・圧縮の機能を持つ中型プレス車に積み替える施設です。資源化が可能な金属類等を回収し、残りの粗大ごみは中央防波堤埋立処分場にある粗大ごみ破碎処理施設に運びます。

※木製粗大ごみは、パーティクルボードとしてリサイクルするため、別の民間施設に運びます。

所在地 港区芝3-2-14

延床面積 29.16㎡

敷地面積 292.85㎡

完成年月 昭和37年3月

◆京浜島不燃ごみ処理センター

区内から集められた「不燃ごみ」は、京浜島不燃ごみ処理センターと中防不燃ごみ処理センターに運ばれます。ここでは、不燃ごみの容積を減らすために破碎を行い、資源となる鉄やアルミニウムを機械選別で取り出し回収しています。8 t/h × 4系列の処理能力を持ちます。

所在地 大田区京浜島3-7-1



施設概要



不燃ごみの処理

◆粗大ごみ破碎処理施設

区内から集められた「粗大ごみ」を破碎・減容化する施設です。

32.1 t/h × 2系列の処理能力を持ち、埋立処分場を長持ちさせる役割を担っています。

なお、破碎したごみのうち、鉄は回収して売却し、燃えるものは清掃工場へ運び焼却しています。焼却したものは埋め立てています。

所在地 江東区海の森2-4-79



施設概要



粗大ごみの処理

★★エコル豆知識

港清掃工場や港資源化センター、埋立処分場を見学したい

港清掃工場

直接、清掃工場までお問合せ・お申込みください。☎03 (5479) 5438



港資源化センター

10名以上の団体でお申込みください。

詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所 ☎03 (3450) 8025



埋立処分場

(公財) 東京都環境公社ホームページからお申込みください。

<https://www.tokyokankyo.jp/learn/umetate>

お問合せ (公財) 東京都環境公社までお問い合わせください。

☎03 (3570) 2230



◆中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場

不燃ごみ処理センターなどで中間処理されたごみを最終的に埋立処分する場所です。中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場は、港区を含めた東京23区が使用できる最後の埋立処分場です（管理・運営は東京都が行っています）。



面積等



★★エコル豆知識

エコプラザ

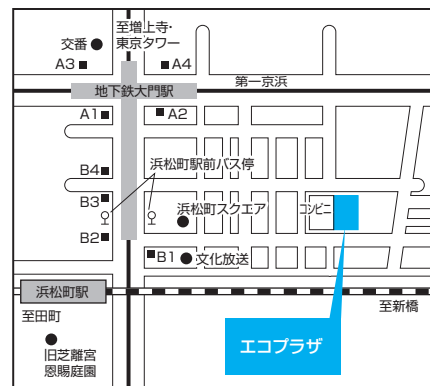
エコプラザは、私たちの住むまちの環境や、地球規模での環境について関心を持ち、考え、行動することを目的とした施設で、環境に関する学習や交流の場です。また、環境に関する情報発信や情報収集、子どもから大人までを対象としたさまざまなワークショップやセミナー、体験講座や環境イベントなどを実施しています。

詳細についてはホームページをご覧ください。

住所 港区浜松町 1-13-1
電話番号 ☎ 03 (5404) 7764



エコプラザ案内図



第2章 港区の清掃事業の運営形態

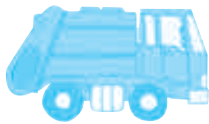
1 運営形態

平成12年4月1日、地方自治法等の改正により、それまで東京都が行っていた清掃事業は港区をはじめとする23区各区が行うことになりました。

現在は、資源やごみの収集・運搬、中間処理、最終処分をそれぞれ、港区・東京二十三区清掃一部事務組合・東京都が分担して行っています。

港区 資源やごみの収集・運搬

資源やごみを区内の集積所などから集め、港資源化センター、港清掃工場や不燃ごみ処理センターといった「中間処理施設」まで運びます。



資源

ごみ



港区 (港資源化センターなど) による処理 資源の中間処理

資源から、リサイクルに不適な物を取り除き、リサイクルしやすいように圧縮・梱包などを行います。

東京二十三区 清掃一部事務組合 による共同処理 ごみの中間処理

清掃工場等でごみを燃やしたり、砕いたりして体積・重量を小さくします。



民間リサイクル 施設へ売却・処理委託 各種のリサイクル 工程

それぞれの素材に応じた再生品や原料になります。



東京都へ委託 ごみの最終処分

ごみを最終処分場に埋め立てます。
港区をはじめ、現在23区が使用している最終処分場は、中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場です。



★★エコル豆知識

東京二十三区清掃一部事務組合と東京二十三区清掃協議会

東京二十三区清掃一部事務組合は、安定的にごみの中間処理を行うため、23区が共同で設置しました。23区にある清掃工場の管理運営などを行っています（地方自治法第284条に基づく特別地方公共団体）。

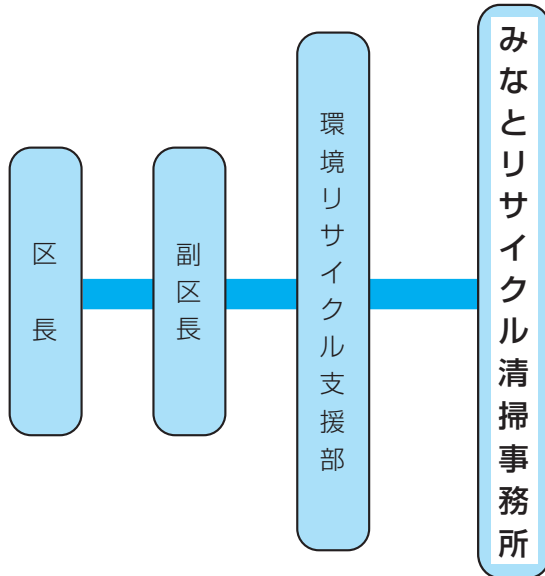
また、東京二十三区清掃協議会では、清掃車の請負契約に関する事務などを行っています（地方自治法第252条の2の2に基づき設置された団体）。



2 推進体制

平成24年度からみなと清掃事務所と清掃リサイクル課を統合し、みなとリサイクル清掃事務所としました。これにより、清掃事業の各種計画やリサイクル推進などもみなとリサイクル清掃事務所で行うことになりました。

【組織図】



【主な業務】

計画係

- ・清掃事業に係る企画、調査、調整
- ・廃棄物処理の計画策定
- ・廃棄物処理手数料 など

労務調整担当

- ・労務調整
- ・清掃事業の調整 など

清掃事業係

- ・ごみと資源の収集運搬
- ・区民へのごみ出し等の指導
- ・清掃関連施設の運営 など

ごみ減量・資源化推進係

- ・ごみの発生抑制、再使用及び再利用
- ・港資源化センターの運営 など

許可指導担当

- ・一般廃棄物処理業の許可及び指導
- ・大規模事業所のごみの排出指導 など

【所在地】

みなとリサイクル清掃事務所

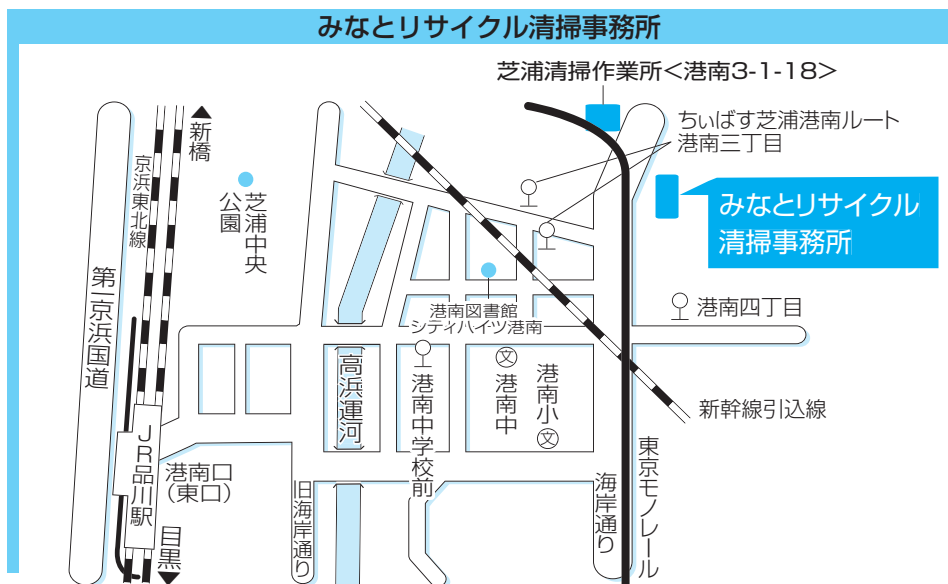
港区港南 3-9-59 ☎ 03 (3450) 8025

【敷地面積】 4,195,10m²

【延床面積】 10,438,98m²

【完成年月】 平成6年3月

【案内図】



【清掃車両】

資源・ごみを回収・収集する清掃車両には、大型、小型及び狭小路地用の軽小型があります。

また、①直営車（区が保有する車両で運転手も区職員）と②雇上車（民間業者から運転手付きで借り上げた車両）の2種類の形態があります。



新大型特殊車



小型プレス車



小型ダンプ車



軽小型貨物車



平ボディ車



★★エコル豆知識

清掃車両には消火機能がいっぱい!?

毎日のごみを収集している清掃車両では、ごみに含まれている発火物等が原因で火災が起ることがあります。特に可燃ごみを収集しているプレス車は、火災の危険性が高いです。そのため、荷箱内で火災が起きても緊急対応できるよう、さまざまな消火機能を備えています。

炭酸ガス抑制装置SW

火災が発生した場合、この装置を操作して、荷箱内に二酸化炭素ガスを注入し、延焼を防ぎます。



消火用ハッチ

荷箱の上部にあり、開け閉めができるハッチです。火災の際には、このハッチを開けて、水を流し込んで消火します。



備え付け消火器

火災が発生した場合に備え、消火器（大）2本備え付けてあります。



第3章 きめ細かな清掃事業の展開

1 清掃事業にかかるコスト（令和6年度）

資源の回収やごみの収集など、区の清掃事業の運営にかかる経費は以下のとおりです。

【清掃事業コスト】

(単位：千円)

人件費等	1,063,876
事業経費	4,107,841
維持管理費	520,190
減価償却費	130,684
合計	5,822,591

【清掃事業に関する収入】

(単位：千円)

使用料等	423,364
国庫（都）支出金	2,207
その他収入	244,531
合計	676,102

出典・参考：港区財政レポート

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致していない場合があります。

約58億2,260万円！

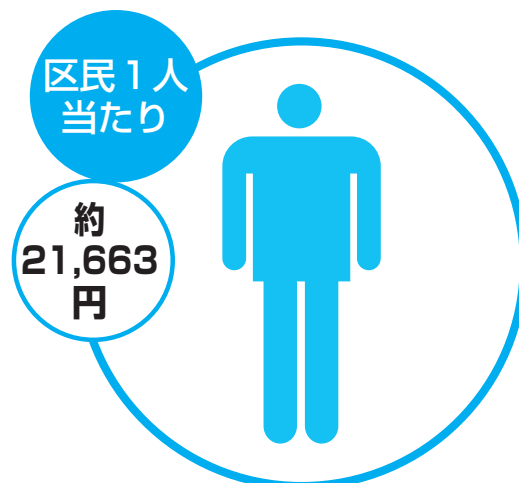


約6億7,000万円！



令和6年度のごみや資源の処理に要したコストは約58億2,260万円で、廃棄物処理手数料や資源の売却等の収入を差し引いた区民一人当たりの純コストは約21,663円（年額）となっています。

※港区人口：268,783人（令和7年4月1日現在）



2 地域特性に応じた効率的な清掃事業

①早朝収集



カラスなどによるごみの散乱被害を防ぎ、通勤・通学前に街をきれいにするため、繁華街の地域では、商業活動が開始される前（午前7時台）にごみを収集しています。

〈早朝収集を行っている地区〉
新橋地区、六本木地区の一部



②防鳥用ネットの交付

集積所に出されたごみをカラス被害等から守るため、防鳥用ネットを交付しています。

交付場所 各総合支所・みなとリサイクル清掃事務所

交付方法 窓口等でお渡しします。

ネットの種類 大（3×4 m）、中（2×3 m）、小（1.5×1.5 m）

対象 区で収集している集積所の利用者（家庭ごみの排出者）で、防鳥用ネットの管理ができる人。

令和6年度防鳥用ネット交付実績数

（単位：枚）

種 別	枚 数
防鳥用ネット（大）	171
防鳥用ネット（中）	194
防鳥用ネット（小）	194
合 計	559

③戸別訪問収集・粗大ごみの運び出し収集

65歳以上の方、要介護認定を受けている方、身体障害者手帳等の交付を受けている方、指定難病又は特殊疾病に罹患している方、現在妊娠中で母子健康手帳の交付を受けた方、産後1年を経過する月の前月末日までの子どもを養育するひとり親世帯の方のいずれかに該当する人のみで構成する世帯で、自力でごみ等を集積所まで搬出することが困難（粗大ごみの場合は、自力で粗大ごみを屋外（指定の場所）へ搬出することが困難）、かつ、身近に協力を得られる人がいない世帯を対象に、職員が収集日に戸別に玄関先までお伺いし、資源やごみを収集しています。

詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所またはホームページをご確認ください。

☎ 03 (3450) 8025

※職員が事前に直接訪問し、現在のごみ等の排出状況（粗大ごみの場合は、大きさや重さ、エレベーターの有無等の状況）などを確認したうえで、実施の可否を判断します。



④ふれあい指導

ごみの出し方や減量の方法などについて、区民・事業者のみなさまを訪問し、直接対話する「ふれあい」を基本とした指導を行っています。（日常の収集作業中のほか、専門の「ふれあい班」も編成しています。）

【主なふれあい指導の内容】

- 事業系有料ごみ処理券の貼付の徹底 ● ごみの容量にあった有料ごみ処理券の貼付
- 資源・ごみの分別の徹底（ごみへの資源の混入防止など） ● 収集曜日の周知
- 集積所の設置・廃止・移動・相談対応 ● ごみの散乱防止など街の美観保全

令和6年度ふれあい指導等件数

（単位：件）

業務内容	件数
分別・排出指導等	2,972
不法投棄調査・収集等	4,862
集積所新設・廃止・相談等	219
臨時・ボランティア・後出し収集等	786
ネット・コンテナ・ビラ等の配布	1,409
環境学習・資源プラスチック説明等	6
戸別訪問収集	657
粗大ごみの運び出し等	1,969
合計	12,880

★★エコル豆知識

ふれあい指導の取組

ふれあい指導では、主に分別や排出等のルールについて指導を行っています。



重点地域の資源・ごみ集積所のパトロールをしています。



資源・ごみ集積所に不適正に出されたごみを調査しています。



★★エコル豆知識

ペットが死んでしまった

ペットの動物死体は、25kg 未満のものに限り、1 頭につき手数料 3,000 円で引き取り民間の施設に委託して火葬・埋葬をします。(お骨の返却はできません。あらかじめご了承ください。) また、自宅の敷地内に迷い込んだ動物死体や、公道上の動物死体は無料で回収します。

発見場所等により連絡先が異なります。各連絡先は下記の表をご覧ください。詳しくは港区 HP をご覧ください。

発見場所等	連絡先	電話番号
ペット・私有地	みなとリサイクル清掃事務所	03-3450-8025
区道上	芝地区総合支所まちづくり課	03-3578-3104
	麻布地区総合支所まちづくり課	03-5114-8815
	赤坂地区総合支所まちづくり課	03-5413-7038
	高輪地区総合支所まちづくり課	03-5421-7664
	芝浦港南地区総合支所まちづくり課	03-6400-0017
都道上	みなとリサイクル清掃事務所	03-3450-8025
	※みなとリサイクル清掃事務所の業務時間外は都道管理連絡室	03-3343-4061
国道上	国道代々木出張所(国道246号)	03-3374-9451
	国道品川出張所(国道1号、15号)	03-3799-6315



ペットが亡く ペット以外
なった場合

⑤大規模建築物の再利用対象物及び廃棄物保管場所の届出・指導

建物の延床面積が 1,000㎡以上の大規模建築物を建設する場合、建設者は、ごみの適正な管理をしてもらうため、計画段階で廃棄物保管場所等の場所・構造・設備の選定等について、みなとリサイクル清掃事務所との協議が必要です。

また、事業用延床面積が 1,000㎡以上の大規模建築物を建設する場合には、リサイクルを促進するため、再利用対象物保管場所の設置・届出も必要です。届出は、いずれも建築確認申請前までに提出してください。

★★エコル豆知識

大規模建築物を建設する時には

建築基準法による建築確認の申請の前までに「廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置届」をみなとリサイクル清掃事務所へ提出してください。

詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025



⑥事業用大規模建築物に対する指導

オフィスや店舗などから出るごみを減らし、リサイクルと廃棄物の適正処理を進めていくために、事業用大規模建築物(事業用途に供する床面積の合計が 1,000㎡以上)の所有者に対し立入検査による指導を実施するとともに、毎年「再利用計画書」の作成・提出を義務付けています。



★★エコル豆知識



廃棄物管理責任者の選任が必要です

廃棄物管理責任者とは、事業用大規模建築物（事業用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上）において、ごみの減量、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理など、事業者の自己処理責任を果たすため、廃棄物発生状況・処理状況の把握、ごみ減量やリサイクルのためのシステム構築と運用・管理、再利用計画書の策定、行政機関との連絡などの役割を担う人です。

※事業用大規模建築物の所有者は「廃棄物管理責任者」を選び、選任した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任届」をみなとリサイクル清掃事務所に提出しなくてはなりません。

また、専用ウェブサイト上で、オンラインによる廃棄物管理責任者講習を実施しており、廃棄物管理責任者はこの講習を受講していただく必要があります。

専用ウェブサイト URL <https://training.minato-waste.jp>

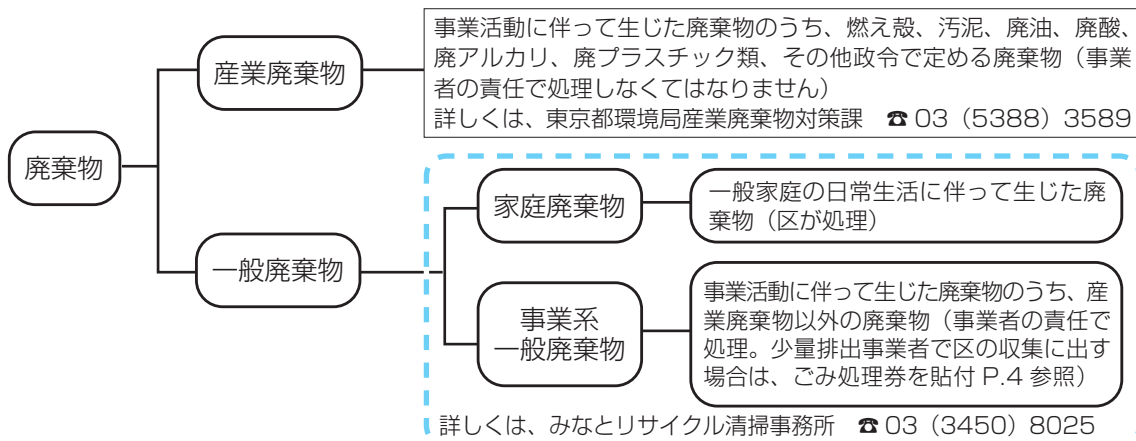
詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025

★★エコル豆知識

産業廃棄物と一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、「廃棄物」は、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）と定義されています。

「廃棄物」は、次のように種類分けされます。



★★エコル豆知識

一般廃棄物の処理業者を探したい

処理業者をお探しの事業者の方は下記にお問い合わせいただくか、港区公式ホームページに掲載されている事業系一般廃棄物処理業者一覧をご覧ください。

みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025



⑦小規模事業所のリサイクル推進

小規模の事業所に対しては、「みなとエコ・オフィス町内会」と「港区オフィスリサイクルシステム」を紹介し、OA紙などのリサイクルを進めています。

小規模事業所向けリサイクルシステム参加のメリット

- ①区のごみ処理手数料より安い費用で回収されます（機密書類は除く）。
18～40円/kg ≤ 46円/kg（区の手数料料金）
- ②回収団体が回収日・時間の相談に応じます。
- ③回収団体が回収容器を無料でお貸しします。
- ④回収団体が回収日に事業所まで取りに伺います。

みなとエコ・オフィス町内会

対象品目

費用負担

- ①上質コピー用紙 360円/BOX（18円/kg × 20kg/BOX）
 - ②再生コンピューター・コピー用紙（同上）
 - ③新聞紙・折込チラシ（同上）
 - ④雑誌・その他の紙 420円/BOX（21円/kg × 20kg/BOX）
 - ⑤段ボール - たたんで束ねてください 23円/kg
- ※以下のものは、①～⑤のご依頼時に同時に回収できます。
- ⑥機密書類 - 事前にご連絡ください 40円/Kg
機密処理報告書を発行いたします。
 - ⑦シュレッダー済古紙 - ビニール袋可・空気を抜いてください 35円/Kg



申込み先

みなとエコ・オフィス町内会事務局代行：
株式会社この東京営業所（申込） ☎ 090（6789）8699

港区オフィスリサイクルシステム

対象品目

- ①上質紙・新聞紙(チラシ混入可)・雑誌・カタログ等(それぞれを分けて束ねてください)
- ②段ボール(たたんで束ねてください)
- ③缶(飲料用)
- ④機密書類(専用段ボール箱で回収 大きさ:約32cm×43cm×32cm)
段ボール、機密書類以外はコンテナ容器を使います。大きさ:約53cm×36cm×32cm



費用負担

(上記番号と対応)

- ①コンテナ 1箱 = 500円
 - ②15kg = 300円, 25kg = 500円
 - ③コンテナ 1箱 = 300円
 - ④ 1箱あたり 2,000円 (溶解処理費込み)
- お支払いはチケット制です。(1冊 5,000円) 入会時に 3,000円の登録手数料がかかります。

申込み先

港区リサイクル事業協同組合 ☎ 03（3442）2141
<http://www.minato-recycle.or.jp> ※一回限りの回収は受付しておりません。

※詳しくは各事務局へお問い合わせください。

第4章 し尿・浄化槽

1 し尿の収集・処理

①家庭から出るし尿

現在、区内でくみ取り便所を利用している家庭はありません。

②事業系し尿

事業所から出る、し尿が混じるビルピットの汚泥、工事現場などの仮設トイレのし尿は、全て一般廃棄物処理業者が有料で収集しています。処理業者をお探しの方は、下記にお問い合わせいただくか、港区公式ホームページに掲載されている汚泥収集業者一覧をご覧ください。

※下記「浄化槽の清掃業者を探したい」のページと同じです。

みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025

2 浄化槽の設置・管理・指導

浄化槽とは、トイレの汚水や台所・洗濯などの生活雑排水の汚れを浄化処理する、小さな下水処理場のような設備です。

区では、浄化槽を管理する方や清掃業者等に対し必要に応じて指導を行い、環境衛生上問題が生じないようにしています。

なお、港区の場合、下水道の普及率がほぼ100%に達しているため、新たに浄化槽を設置することはほとんどありません。

★★エコル豆知識

港区に浄化槽っていくつあるの？

令和8年1月1日現在、22基あります。

浄化槽の清掃業者を探したい

清掃業者をお探しの方は下記にお問い合わせいただくか、港区公式ホームページに掲載されている浄化槽清掃業者一覧をご覧ください。

みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025

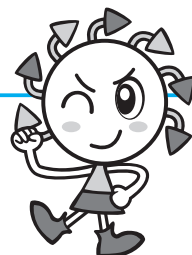


★★エコル豆知識

浄化槽の法定検査をしたい

東京都の指定検査機関までお問い合わせください。

詳しくは、公益財団法人東京都環境公社 ☎ 042 (595) 7982



第5章 環境に配慮した持続可能な社会をめざして

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から、限りある資源を循環させ、廃棄物の発生を抑制する循環型社会への転換は、全世界で共通の重要課題となっています。

また、地球温暖化問題への対応が極めて重要な課題とされており、廃棄物分野においても、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

私たちは、将来の港区、そして地球全体のために、今までの仕組みを見直し、経済・社会・環境の三つのバランスが取れた社会の実現に向け、「持続可能な開発目標（SDGs）」を共通認識に、環境に配慮した持続可能な社会をめざして循環型社会・脱炭素社会形成への統合的な取組を推進していかねばなりません。

1 循環型社会と脱炭素社会とは

循環型社会とは、ごみの発生を抑え、資源として使えるものは利用し、利用できないもののみを適正に処分することによって、天然資源の消費を抑え、環境負荷が低減される社会のことです。

また、脱炭素社会とは、地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の実質的な排出量をゼロにする社会です。化石燃料使用量の抑制、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効活用等への取組が必要です。

①国の動向

国は、平成12年を循環型社会への「元年」とし、循環型社会形成推進基本法を制定するとともに、多数の廃棄物・リサイクル関連の法体系を整備し、循環型社会の形成に向けて実効性のある取組を進めています。

サーキュラー・エコノミー分野の動き

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す「サーキュラー・エコノミー」（循環経済）の考え方が浸透し始めています。循環性と収益性を両立するシェアリングやサブスクリプション等の新しいビジネスモデルの進展を注視していく必要があります。

②港区の取組

港区では、平成12年4月、清掃事業が東京都から移管されたのを契機に、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」「同規則」を制定するとともに、「港区一般廃棄物処理基本計画」（みなとクリーンプラン21）を策定し、ごみの発生抑制・リサイクルの推進を基本とした取組を積極的に始めました。平成20年10月からは、全国に先駆けて、全てのプラスチックを資源として回収し、資源の有効利用やごみの減量、埋立処分場の延命化、温室効果ガスの大幅な削減に寄与しています。

平成24年3月には、「港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）」を策定し、さらなるごみの減量や資源化の推進をめざし、区有施設での古着の拠点回収や、フードドライブの実施、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属等のピックアップ回収、排出量の多い木製粗大ごみのパーティクルボードへの再資源化、障害者就労支援施設と連携したコード類に含まれる銅線の回収など様々な施策を展開しました。こうした取組の成果は、特別区（東京23区）で高水準の資源化率（令和6年度28.8%）に表れています。

一方、人口の増加や都心特有の活発な事業活動を背景に、家庭や事業者が排出するごみの総量の削減や、プラスチックの可燃ごみへの混入に伴う温室効果ガス排出量の削減は思うように進みません。さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現、有害廃棄物の国境を超える移動と処分に関する規制強化、食品ロスの削減や感染症、自然災害への対応といった課題も踏まえ、区は、令和3年2月に、令和3年度から令和14年度までを計画期間とする「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」を策定しました（P.62参照）。

また、令和4年3月には、災害発生時の混乱した状況においても、区が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。

環境に配慮した持続可能な社会は、区だけでは実現できません。区民や事業者の皆さんが、それぞれの生活や企業活動を見直し、積極的かつ自発的に取り組んで、初めて実現できるものです。

「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」基本理念と基本方針



★★エコル豆知識

ごみやリサイクルに関する区の条例・規則

「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」と「同規則」があります。条例・規則の全文は、区ホームページでご覧になれます。詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所
☎ 03 (3450) 8025



2 3つのR

循環型社会形成のための主な手段は3Rです。

3つのRの中でも、一人ひとりがごみを出さないこと（Reduce:リデュース）、繰り返し使うこと（Reuse:リユース）によりごみの量を減らすことを優先に実行しなければなりません。それでも出てしまう廃棄物を可能な限り資源として再生利用（Recycle:リサイクル）します。

そして、最後に残ったどうしても使えないものだけをごみとして適正に分別して排出します。

循環型社会を実現するための3つの「R」。みなさんも今日から実践してみませんか？



① Reduce（リデュース）「発生抑制」

1つめの「R」、Reduce（リデュース）とは、ごみを出さないこと。みなさん、リサイクルにまわせば、ごみの量を減らせると思いませんか？もちろんリサイクルは大切ですが、まずは、毎日の生活でごみを出さない工夫をすること、それこそが一番重要です。

- ★余分なものは買わないようにしましょう。
食品は量り売りや、ばら売りで本当に自分に必要な分だけを買うようにしましょう。
- ★マイバッグを持って買い物に出かけましょう。
買い物の時にお店でくれる袋や包装紙などは、家に帰れば、ごみになってしまうことが多いです。自分の袋を持っていき、余分な包装は断りましょう。
- ★マイボトルを持参しましょう。
お気に入りのマイボトルやタンブラーを持ち歩くことで、ペットボトルなどのプラスチック削減につながります。



② Reuse（リユース）「再使用」

2つめの「R」、Reuse（リユース）とは、ものを大切に、繰り返し使うこと。

- ★不用になった物は捨てないで、フリーマーケット、リサイクルショップを利用しましょう。
- ★区では、子ども服の交換会（リユース♡♡ブリッジ）や家具のリサイクル展を開催しています。



③ Recycle（リサイクル）「再生利用」

3つめの「R」、Recycle（リサイクル）とは、再び資源として利用すること。

- ★町会などの集団回収に参加しましょう。詳しくはP.18を参照してください
- ★資源プラスチック・資源（古紙、びん、缶、ペットボトル）を適正に分別して出しましょう。
- ★再生品を利用しましょう。



3 普及・啓発活動

区では、ごみを減らしてリサイクルを進めるための様々な普及・啓発活動を行っています。

①港区 3R 推進行動会議

区民、事業者、区が協働・連携して、循環型社会の形成に向けた取組を進めるために平成 18 年に「港区 3R 推進行動会議」を設置しました。同会議は区内のごみの減量やリサイクルの推進のため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する様々な取組を実施しています。

〈令和 6 年度実績〉

3R 推進行動会議 4 回

- ・区民向け学習会
- ・パネル展示会
- ・3R イベントの開催



パネル展示会



リユース♡ブリッジ(子ども服等の交換会)



段ボールコンポスト出前講座

②リユース食器の無料貸出し

区では、地域のお祭りやイベントで消費されるプラスチックなどのワンウェイ容器の削減のため、リユース食器を無料で貸し出しています。港区内に活動拠点がある町会・自治会・学校・事業者・各種団体等が主催するイベントにご利用いただけます。



皿 M



皿 S



おわん



どんぶり M

貸し出しているリユース食器は、耐熱のプラスチック性で、軽く耐久性に優れています。使用後の洗浄は不要です。

使用計画書の提出は、2月21日から3月31日まで（年間計画締切後は、予算の範囲内での随時受付となります）。マニュアル、使用計画書等は区ホームページからダウンロードできます。

詳しくはみなとリサイクル清掃事務所までご相談ください。

〈令和 6 年度実績〉 15 回

※衛生上の観点から「使いまわし」は出来ません。



③リユース食器のレンタル費用補助

区では、区内のイベント時のごみの削減と来場者に対するリユース意識の醸成・向上を目的として、リユース食器の利用費の一部を補助する事業を実施しています。

対 象 以下の3条件を満たすイベントを主催する団体（事業者、商店会等、これらにより組織される実行委員会等）を対象とします。

- (1) 団体が主催するイベントが区内で行われること。
- (2) 参加者を広く募集し、区民が参加申込又は参加できるイベントであること。
- (3) リユース食器を合計100個以上借用するイベントであること。

補助金額 リユース食器レンタル費用と諸費用の合計額（税込）の半額（100円未満切り捨て）を補助します。補助上限は5万円です。

④エコライフ・フェア MINATO

港区が環境に関する意識の向上や、環境にやさしい暮らしの実践を広く呼びかける目的で、毎年開催しているイベントです。

みなとリサイクル清掃事務所も出展し、3Rに関するパネル展示を行うほか、資源回収などを行っています。

〈令和6年度実績〉

開催日 令和6年5月18日（土）

会場 港区立有栖川宮記念公園

参加団体 24団体

入場者数 約4,700人



★★エコル豆知識

イベント等での布団・廃食用油・使用済み小型家電製品・おもちゃの資源回収

家庭で不用になった布団・廃食用油やおもちゃ等は、有用な資源であることから、区では、3Rを推進していくためにイベント等において資源回収を実施しています。

実施日などは、事前に「広報みなと」や区ホームページでお知らせします。

廃食用油、使用済み小型家電製品については、拠点回収（P.12）も行っています。

区内におけるイベントでの資源回収量

（単位：kg）

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
廃食用油	総回収量	0	0	20	19	21
	実施回数	0回	0回	1回	1回	2回
使用済み小型家電製品	総回収量	0	0	2	8	10
	実施回数	0回	0回	1回	1回	1回
布団	総回収量	0	0	25	30	20
	実施回数	0回	0回	1回	1回	1回
おもちゃ	総回収量	—	—	—	—	6
	実施回数	—	—	—	—	1回

⑤フードドライブ

まだ食べられる「未利用食品」を捨てないでください！食品ロス削減のため、フードドライブをご利用ください。

フードドライブとは、家庭で余っている未利用食品を集め、食品を必要としている人にフードバンク等を通じて寄付する活動です。港区では、フードドライブで集めた食品を、子ども食堂ネットワーク、港区生活・就労支援センターおよびNPO法人（フードバンク）に提供しています。

集める食品の条件

- ・包装や外装が破損していない未開封のもの
- ・常温で保存が可能なもの（冷凍食品、冷蔵食品、生鮮食品は対象外）
- ・賞味期限が2か月以上先のもの（塩・砂糖を除く）
- ・米は精米後2年以内のもの
- ・外国製品は日本語ラベルがあるもの（アレルギー等の確認のため）
- ・医薬品、介護用食品、サプリメントは対象外
- ・みりん、料理酒（飲用の酒を除く）

次の食品が喜ばれます

- ・米
- ・パスタ
- ・インスタント食品
- ・レトルト食品
- ・食用油
- ・調味料
- ・缶詰
- ・パックご飯

寄付方法

下記ホームページに記載の受付場所にお持ちください。



⑥環境学習

区の清掃事業を理解してもらうため、幼稚園・保育園や小・中学校に、区の職員を派遣しています。

★★エコル豆知識

ごみやリサイクルについての話を聞きたい

地域のみなさんの会などに職員が行き、お話をしたり、質問にお答えしたりします。また、保育園や幼稚園、小・中学校にも職員を派遣していますので、お気軽にご相談ください。

詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所までお問い合わせください。

☎ 03 (3450) 8025



★★エコル豆知識

カッティングカー『みえる号』出動中！

「みえる号」という、内部のしくみを見ることができ、清掃車があることをご存知ですか？「みえる号」とは、公募で決まった愛称です。みえる号は、清掃に関する普及啓発のため、清掃車にごみを積み込む実演や、清掃車のしくみなどを紹介します。環境とごみを考える授業や環境学習、イベントなどにぜひ呼んでください。



⑦「資源とごみの分別ガイドブック」の発行

ごみの排出実態を踏まえて、分別の必要性や正しい分別方法、ごみ出しのマナーなどをお知らせし、毎日の生活の中で役立ててもらうために、「資源とごみの分別ガイドブック」を発行しています。（日本語版の他、英語版、ハングル版、中国語版があります）



⑧年代別リーフレットの作成

ごみの減量とリサイクルについて知ってもらうため、小学校低学年（1～3年）、高学年（4～6年）、中学生の各年代に応じた内容で、電子ファイルのリーフレットを作成しています。

⑨マイバッグの利用促進

Reduce（ごみの発生抑制）を一人ひとりに考えてもらうきっかけとして、買い物時に持参することで、レジ袋や包装を削減することができるマイバッグの利用を啓発しています。レジ袋を使用しないエコショップを利用したり、マイバックを持参して環境に配慮した消費行動を行いましょう。



★★エコル豆知識



プラスチックは、軽くて丈夫で、いろいろな形に変えられるため、私たちの生活に深く浸透しています。近年、海に流れ出したプラスチックが環境に影響を与えることが問題になっています。

港区では、区としてプラスチック問題に取り組むため、「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を定め、区役所から排出される「使い捨てプラスチック」の排出ゼロを目指しています。

港区役所「使い捨てプラスチック」削減方針

区は、事務事業及び施設管理における「使い捨てプラスチック」の排出ゼロを実現するため、全庁を挙げて以下の取組を徹底します。

- 1 会議やイベントでは、ペットボトル、プラスチック製のストロー、カップなどは使用しません。
- 2 イベントでは、プラスチックを用いた啓発品は配布せず、包装も省略します。
- 3 イベントでの飲食に使用する食器は、プラスチック製品から、リユース食器や紙製品など代替製品へ切り替えます。
- 4 施設内のペットボトル飲料の自動販売機は、缶飲料、カートカン飲料又はカップ式の自動販売機に切り替えます。
- 5 庁舎内のコンビニ、売店等でのレジ袋の配布を取り止め、プラスチック製包装等の使用を抑制します。

みなとリサイクル清掃事務所では、「使い捨てプラスチック」の発生抑制・ポイ捨てによる海洋流出の防止という観点から、海洋プラスチック啓発パネルの作製や清掃車両のラッピング、リユース食器の貸出しやレンタル費用の助成等、「プラスチック・スマート×Minato Action」として、様々な取組を実施し、普及啓発しています。



清掃車両のラッピング



リユース食器

⑩家具のリサイクル展

良質な木製家具等を廉価で販売！家具のリサイクル展を開催しています

港区では、家具のリユース（再使用）による粗大ごみの減量と資源の有効活用の促進を図るため、区内の一般家庭で不用となった木製家具を査定のうち、状態が良いものについては無料で引き取っています。

引き取った木製家具は、簡易な清掃をした後、家具のリサイクル展会場で展示し、有料で販売しています。
※木製家具の購入はどなたでも可能で、1回につき1世帯2点までです。

木製家具のサイズと品質に応じて価格を設定し、販売しています。（運搬料は自己負担）



家庭で不用となった良質な木製家具は無料で引き取ります

【申し込み方法】

必ず木製家具の査定が必要になります。査定日は事前予約となりますので、下記の「家具のリサイクル展事務室」までご連絡ください。

なお、査定の結果、無料回収ができない場合がありますのでご了承ください。

また、以下の場合は引き取りをお断りしております。

- ・3階以上でエレベーターがない場合
- ・そのままでは玄関から出せない場合
- ・道幅が狭く、引き取り車両が侵入できない場合
- ・その他引き取りに危険がともなう場合

展示品を見に行きたい！購入したい！

【家具のリサイクル展会場】

開催場所 港資源化センター 2階（港区港南 5-7-1、港清掃工場敷地内）

開催時間 午前9時30分～午後4時30分

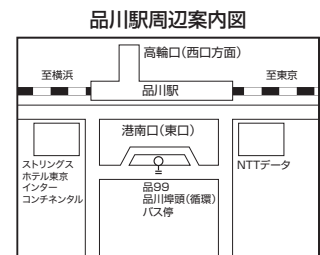
休館日 日曜日、毎月第3木曜日、年末年始（12月28日～1月3日）

交通 都バス（品99）品川埠頭循環 品川駅港南口発→品川埠頭バス停下車 徒歩1分

※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

【査定の申し込み・問い合わせ先】

家具のリサイクル展事務室 ☎03(3472)8186



木製家具の写真を掲載しています

みんなと3Rホームページ上で、展示中の木製家具の写真を掲載しています。ぜひご覧いただき、家具のリサイクル展にお越しください。※電話での取り置きはできません。また、掲載中の木製家具も売り切れている場合があります。予めご了承ください。



⑪家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

港区では生ごみの減量化とリサイクル推進のため、家庭用生ごみ処理機等の購入費用の一部助成を行っています。

〈令和6年度実績〉 146件

〔対象世帯（次の要件すべてを満たす世帯）〕

- ①区内に住民登録を有すること。
- ②生ごみ処理機等を購入し、購入日から6か月以上区内で継続して使用できること。
- ③過去3年以内にこの助成金の交付を受けたことがないこと。
- ④助成金の交付申請時において、生ごみ処理機等を購入した日から3か月を経過していないこと。

〔助成金額〕

1台の本体購入費用（消費税込み）の2分の1（100円未満切捨て）限度額20,000円（1世帯につき1台）

〔対象機種〕

家庭用生ごみ処理機、コンポスト容器

※ディスポーザー式のものについては、東京都が設置を認めているもので、固液分離機能（水分と固形物を分離し、水分のみを排出するタイプ）及び生ごみ処理機能（生ごみを家庭内で乾燥等により減量、リサイクルできるタイプ）を備えた機種を助成対象としています。

〔申請に必要な書類〕

申請書、領収書原本

※申請書は港区ホームページからもダウンロードできます



〔その他〕

個人が購入した場合に限ります。

要件などの詳細については、ご購入する前にみなとりサイクル清掃事務所にお問い合わせいただくか、区の公式ホームページをご覧ください。

予算の範囲内での申請受付順となります。申請年度の申請額の累計が予算額に達した時点で、助成を終了します。予めご了承ください。

⑫家庭用生ごみ処理機の貸出し

生ごみ処理機の効果等を体験したいという区民に、1世帯につき1台を無料で貸出ししています。

※貸出し期間は3か月以内

詳しくは、みなとりサイクル清掃事務所へ。

☎03(3450)8025

★★エコル豆知識

フリーマーケットに参加したい

フリーマーケットは、芝浦港南区民センター（前広場）と、台場区民センター（コミュニティーぷらざ広場）で開催しています。詳しくは、港区コミュニティ情報誌「キスポート」でお知らせしています。

詳しくは、芝浦港南区民センター ☎03(3769)8864

台場区民センター ☎03(5500)2355

<https://www.kissport.or.jp>（港区コミュニティ情報誌キスポートがご覧になれます。）

★★エコル豆知識

清掃協力会

港区には、区と区民のパイプ役としてごみの減量・リサイクルなど、清掃事業の普及啓発に努めている住民のみなさんの自主組織、清掃協力会があります。

麻布清掃協力会・・・麻布地区総合支所 ☎03(5114)8802

赤坂青山清掃協力会・・・赤坂地区総合支所 ☎03(5413)7272

詳しくは、上記の各総合支所協働推進課へお問い合わせください。



⑬ さんまる いちまる 30・10運動

外食での取組

宴会やパーティーでは、参加者同士がついつい話に夢中になり、食べ残しが多くなる傾向にあります。宴会時の「さんまる いちまる30・10運動」とは、開始後30分間と終了前の10分間は、料理をおいしく食べきること、食品ロスを減らす取り組みです。

- ・ 幹事の方は、宴会の始まりとお開きの際に、参加者に声掛けをしましょう。
- ・ お店を予約する際には、料理の量を事前に確認し、食べられる量のコースを選択するようにしましょう。
- ・ 料理を注文する際には、食べきれる量を注文するようにしましょう。

家庭での取組

毎月30日は、「冷蔵庫クリーンアップデー」とし、賞味期限や消費期限が近い食材を積極的に活用する日として、また、毎月10日は「もったいないクッキングデー」として、普段捨ててしまいがちな野菜の皮等を活用したり、余った料理を別の料理にリメイクしたりする日として、食品ロスの削減を目指します。

- ・ 食材のまとめ買いはできるだけ避け、必要なものを必要な分だけ購入しましょう。
- ・ 食材を使いきる調理法を実践しましょう。(例：大根の皮等も捨てずに活用する。)
- ・ 冷蔵庫や食品庫の中にある食材を、定期的にチェックしましょう。
- ・ 家庭のパーティーでは、食べきれる量を提供しましょう。



⑭ 食べきり強化月間

宴会等外食の機会や、家庭でのパーティー等で、食品ロスが多く発生する年末年始と歓送迎会シーズンを「食べきり強化月間」として位置づけ、「もったいない！料理は、残さずおいしく食べきましょう」をスローガンに、「さんまる いちまる30・10運動」に取り組みましょう。

「さんまる いちまる30・10運動」にご理解とご協力をお願いします。

【冬の陣（忘年会・新年会等の会食が多い年末年始）】 12月16日～翌年1月15日

【春の陣（卒業式・入学式、歓送迎会シーズン）】 3月16日～4月15日

★★エコル豆知識

港区では1年にどのくらいの食品ロスが出ているの？

食品ロスとは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことを言います。国民1人あたり1日の食品ロス量はおにぎり1個に近い量（約102g）に相当します（※）。つまり、1年間の1人あたりの食品ロス量はおにぎり約365個分に相当するということです。これを令和7年4月1日現在の港区の人口に当てはめると、
268,783人×365個＝98,105,795個
1年間におにぎり97,546,250個分、約10,006tの食品ロスが港区から発生している計算になります。

※令和5年農林水産省の資料より

⑮港区食べきり協力店登録制度

港区内の飲食店・ホテル等で発生する生ごみを減らすために、「港区食べきり協力店登録制度」を平成28年度に開始しました。これは、食品ロスを減らす工夫に取り組む店舗を登録して、各店舗を利用する区民をはじめ、港区内の在勤者や観光客に食品ロスの削減を広く呼び掛けるものです。

本制度を活用することによって、お客様の食べ残しが減り、ごみの処理費用の節約につながります。また、お客様に食べ物の大切さを理解していただくための社会貢献ができるなど、店舗にもメリットがあります。

食べきり協力店登録制度については、みなとリサイクル清掃事務所までお問い合わせください。

食べきり協力店を募集しています

- ◎対象 港区内の飲食物を提供する飲食店・ホテル等
- ◎登録要件 食品ロスをはじめとした食品廃棄物を削減するため、以下の7つの要件のうち1つ以上に取り組む（予定も含む）店舗を食べきり協力店として登録します。

小盛りメニュー等の導入

- (例) ・ご飯や料理の量の調整
- ・小盛メニューやハーフサイズメニュー等の実施

食べ残しを減らすための案内

- (例) ・注文時に適量メニューの案内
- ・苦手食材の切り替えの案内
- ・宴会終了前の食べきりタイムの推奨

食べ残し削減に向けた啓発活動

- (例) ・食べきりに関するポスター掲示・卓上POPの設置
- ・メニューでの食べ残し削減

食品リサイクルの取組

- (例) ・食べ残しや調理残渣のリサイクル（廃食用油のみのリサイクルは除く）

フードシェアリングアプリの活用

- (例) ・余った食品を売り切ることで、経費の節約と食品ロスの削減につながります。

フードバンクへの食品の提供

- (例) ・余った食品を活用して、直接、社会福祉に貢献できます。

その他の食べ残しを減らすための工夫

- (例) ・料理を食べきった際に、顧客への割引やクーポン券の発行

- ◎申し込み方法 「港区食べきり協力店登録（変更）申請書」を直接、郵送又はFAXでみなとリサイクル清掃事務所へご提出ください。申請書は、港区ホームページからダウンロードできます。



港区食べきり協力店

⑩みなとエコショップ認定店を募集しています！

ごみの減量・資源化に積極的に取り組む区内の小売店を、「みなとエコショップ」として認定しています。認定期間中は、「店舗紹介」や「ごみの減量・資源化の取組内容」を港区ホームページに掲載、パネル展示会で紹介するなど、区民のみなさんに「みなとエコショップ」を積極的に利用していただくようPRしています。

認定の要件

売り場面積 1,000 平方メートル未満の小売店舗で、次に掲げる要件のうち、2つ以上実施している店舗をみなとエコショップとして認定します。

- (1) 簡易包装の推進
- (2) 販売商品が故障した場合の修理及び下取りの推進
- (3) 再生品、環境に配慮した商品等の販売促進
- (4) 店頭での資源回収の推進
- (5) ごみ減量化等に関する情報発信の推進
- (6) 店舗内でのごみの減量及びリサイクルの推進
- (7) 食品ロス・食品廃棄物を削減する取組

※認定に当たっては、区職員が店舗を訪問し、取組内容を確認させていただきます。



認定ステッカー

認定期間 2年間

※ただし、初回の申請は、認定日から翌年度末日までを認定期間とします。その後は、2年毎に更新手続きをしていただくことで、継続して「みなとエコショップ」として認定します。

申し込み方法

「みなとエコショップ認定申請書（新規・更新）」を直接、郵送又はFAXでみなとリサイクル清掃事務所へご提出ください。申請書は、港区ホームページからダウンロードできます。



みなとエコショップ

問い合わせ 港区食べきり協力店・みなとエコショップについて…みなとリサイクル清掃事務所
☎ 03 (3450) 8025

「みなとエコショップ」・「港区食べきり協力店」で買い物や飲食をして、環境行動ポイントをためよう！

区では、節電・省エネ・環境イベントへの参加等を通じて家庭における環境にやさしい行動を応援する「みなとエコチャレンジ」を実施しています。

「みなとエコショップ・港区食べきり協力店」で買い物や飲食をするだけで、みなとエコチャレンジの環境行動ポイントがたまります。ぜひ、みなとエコチャレンジにご参加ください。

※みなとエコチャレンジの詳細は、以下のホームページをご覧ください。



みなとエコチャレンジ

問い合わせ 環境課地球環境係 ☎ 03 (3578) 2495

★★エコル豆知識

令和7年度ごみ減量優良事業者等・みなとエコショップ・食べきり協力店・優良集積所等を表彰しました

区では、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業者、店舗及び資源・ごみの集積所を管理する区民・団体を表彰し、その取組を広く紹介しています。

令和7年度は7の事業者・小売店・飲食店・団体及び区民のみなさんを表彰しました。

※各事業者、店舗・団体及び区民の取組内容は港区ホームページ等で紹介しています。



●ごみ減量優良事業者等表彰（2事業者）

港区には、事業用大規模建築物（延床面積1,000㎡以上）が多く立地し、そこから排出されるごみ量は区全体のごみ量の多くを占めています。そこで区では事業者による自主的な取組を促すために、①ミックスペーパーリサイクル ②社員やテナントに対する継続的な啓発 ③独自の優れた取組など、事業系ごみの減量と資源の再利用に積極的に取り組み、顕著な実績を上げるなど、模範的な取組を行っている次の2事業者を港区ごみ減量優良事業者として表彰しました。

建築物名称	所在地	備考
赤坂 Biz タワー	赤坂 5-3-1	5,000㎡以上の事業用大規模建築物
麻布台ヒルズ森 JP タワー	麻布台 1-3-1	

※50音順

●みなとエコショップ表彰（ごみ減量優良エコショップ1店舗）

簡易包装の推進、環境に配慮した商品等の販売、食品ロス削減の取組など、ごみの減量・資源化に積極的に取り組む区内の小売店舗（売り場面積1,000㎡未満）を、「みなとエコショップ」として認定し、認定店の中から顕著な取組を実施している次の1店舗を「港区ごみ減量優良エコショップ」として表彰しました。

店舗名称	所在地	業種
バイオセボン 麻布十番店	麻布十番 2-9-2	食品販売業

●優良食べきり協力店表彰（1店舗）

小盛メニュー等の導入、食べ残しを減らすための呼びかけ、食品リサイクルの実施など、食べ残し等の削減に取り組む飲食店、宿泊施設等を「港区食べきり協力店」として登録し、登録店の中から顕著な取組を実施している次の1店舗を「港区優良食べきり協力店」として表彰しました。

店舗名称	所在地	業種
L for You	南青山 3-9-3 池上ビル 1F	カフェ

●優良集積所等表彰（3か所）

資源・ごみ集積所または集合住宅の保管場所の管理において、①ごみ出しルール徹底、②資源の集団回収、③収集後の集積所・保管場所の清掃等、ごみの減量・資源化や地域環境の美化等に積極的に取り組んでいる次の3団体を表彰しました。

名称
麻布永坂レジデンス
パークコート六本木ヒルトップ
南麻布5丁目共同集積所

※50音順

第6章 今後の港区の清掃事業

港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）

計画の概要

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、区市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ・生活排水処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されます。

廃棄物・資源循環分野においては、近年SDGsの実現に向けた動きの加速化、食品ロス・プラスチック問題への対応等、より一層のごみ減量・資源化に向けた取組や、頻発する豪雨災害や首都直下地震等の自然災害への備えの充実、ICT技術を活用した清掃事業における利便性向上が求められています。また、新型コロナウイルス感染症による廃棄物行政への影響を注意深く観察し、人口動向や財政状況に応じて、優先的・重点的に取り組むべき課題を見極めた上で柔軟に対応していくことが必要です。

「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」（以下「本計画」という。）は、区のこれまでの取組に加え、廃棄物行政を取り巻く環境の変化や新たな課題を踏まえるとともに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に定める食品ロス削減推進計画を包含して策定しました。



計画期間

本計画は、上位計画に当たる「港区環境基本計画」等の計画期間との整合を図りながら施策を展開していくため、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年計画として策定し、中間年度に当たる令和8（2026）年度に中間の見直しを行います。

	中間見直し						最終目標年度					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第3次計画 (令和3年度～令和14年度)			必要に応じて見直し						必要に応じて見直し			
	令和3年度～			令和8年度			令和9年度～			令和14年度		

基本理念

環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します

基本方針1
区民の参画と協働による3Rを推進します

3R

基本方針2
事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します

基本方針3
安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します

数値目標

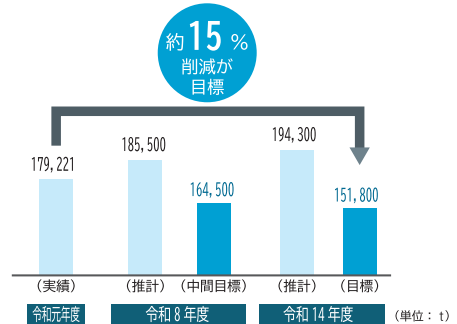
	単位	実績値		目標値	
		(令和元年度)	中間年度 (令和8年度)	最終年度 (令和14年度)	
1 総排出量	年間量	t/年	179,221	164,500	151,800
	一人1日当たりの量	g/人・日	1,880.6	1,583	1,313
2 区収集可燃ごみ量	年間量	t/年	50,665	41,300	33,200
	一人1日当たりの量	g/人・日	531.6	397	287
3 可燃ごみへの資源混入割合	%		25.7	24	21
4 食品ロス発生量	年間量	t/年	5,287	3,800	2,600
	一人1日当たりの量	g/人・日	55.5	37	22
5 プラスチック排出量	年間量	t/年	12,658	12,100	11,600
	一人1日当たりの量	g/人・日	132.8	116	101
6 資源化率	%		29.3	40	50
7 資源回収量	年間量	t/年	22,353	30,100	36,700
	一人1日当たりの量	g/人・日	234.6	289	317
8 集団回収による資源回収量	年間量	t/年	5,643	6,800	7,700
	一人1日当たりの量	g/人・日	59.2	65	67
9 ごみと資源の分別状況	%		39.7	53	65
10 持込ごみ量	t/年		103,020	90,100	79,000
11 再利用計画書上の再利用率		%	紙類：60.0 厨芥類：14.0	紙類：66 厨芥類：20	紙類：72 厨芥類：25
12 温室効果ガスの排出量	t-CO ₂ /年		22,372	18,300	14,900

主な目標ピックアップ

総排出量

区収集ごみ量と持込ごみ量と資源回収量の合計で、一般廃棄物処理基本計画の根幹をなす指標です。区民・事業者を含めた区全体でのごみの減量・資源化に関わる取組について進捗を確認し、その成果を総合的に管理します。

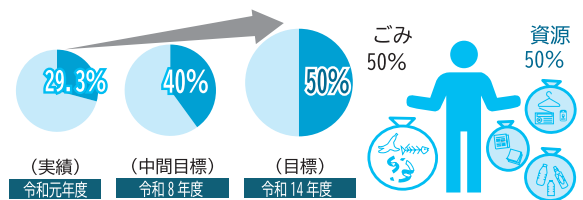
令和元（2019）年度実績179,221tを、令和14（2032）年度には151,800tと約15%の削減を目標とします。



資源化率

資源回収量を区収集ごみ量と資源回収量の合計で除して得られる割合で、家庭でのごみの減量・資源化に関わる取組の成果を示す指標です。

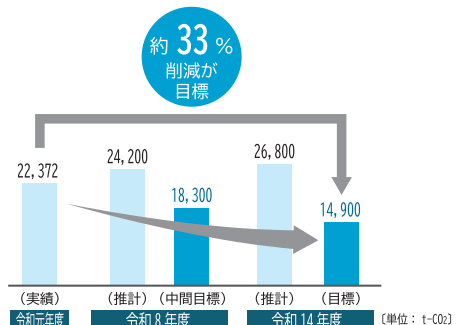
区では更なる資源化率の向上をめざし、令和14（2032）年度に資源化率50%を目標とします。



温室効果ガスの排出量

可燃ごみ焼却に伴うメタン（CH₄）・一酸化二窒素（N₂O）の排出量を二酸化炭素相当量に換算した数値と、プラスチック焼却に伴う二酸化炭素（CO₂）の排出量を合計した値で、区の廃棄物事業における低炭素社会の実現に向けた取組の成果を示す指標です。

令和元（2019）年度実績22,372t-CO₂、令和14（2032）年度には14,900t-CO₂と約33%の削減を目標とします。



✓ 目標実現に向けて一人ひとりが行動しましょう！

区民の行動のめやす

- ☝ ごみとなるものを減らすため、必要なものを必要な分だけ買しましょう。
- ☝ 区収集ごみの大半を占める可燃ごみには、再利用できる資源が約26%混入していますので、分別を徹底しましょう。
- 紙箱や包装紙、封筒などは、紙袋にまとめて「古紙」の回収日に出しましょう。

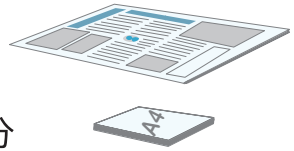


令和元年度の
可燃ごみ量は
一人1日当たり **531.6g**

12年間で達成する目標量のめやす
(令和14年度)

一人ひとりが正しく分別すれば、
総排出量や温室効果ガスの削減
につながり、資源化が進みます。

可燃ごみ量は
一人1日当たり **244.6g** 減らします
新聞紙朝刊なら
約1日分
A4用紙なら
約60枚分

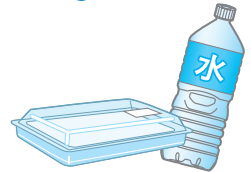


- 弁当・惣菜などのプラスチック容器は軽く汚れを落としてから、「資源プラスチック」の回収日に出しましょう



令和元年度の
プラスチック排出量は
一人1日当たり **132.8g**

プラスチック排出量は
一人1日当たり **31.8g** 減らします
2Lペットボトルなら
容器約1本分
蓋つきパスタ容器なら
約1個分

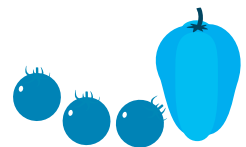


- 買い物前に食品の在庫を確認し、買いすぎないようにしましょう。
- 食べきれない未利用食品は、フードドライブを活用しましょう。



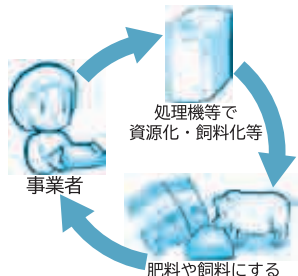
令和元年度の
食品ロス発生量は
一人1日当たり **55.5g**

食品ロス発生量は
一人1日当たり **33.5g** 減らします
ミニトマトなら
約3個
ピーマンなら
約1個



事業者の行動のめやす

- ☝ ごみとなるものを減らすため、紙類や食品廃棄物の削減、プラスチックの使用を抑制しましょう。
- ☝ 資源とごみを適正に分別し、資源の再利用を進めましょう。
- ☝ 環境負荷の少ない素材への切替えや製品の開発、利用を促進しましょう。



令和元年度の
再利用計画書上の再利用率は
紙類 : **60%**
厨芥(生ごみ)類 : **14%**

大規模建築物の再利用率を

紙類は **12ポイント**
厨芥(生ごみ)類は **11ポイント**
上昇させます

取組例

- ・シュレッダー等の紙類の再資源化やペーパーレス化
- ・店舗等の厨芥ごみの発生抑制や再資源化
- ・プラスチックの使用や過剰包装の抑制

✓ 重点的に取り組む施策

1 事業系ごみの発生抑制

- 大規模建築物の所有者の義務の徹底
- テナントの主体的な取組の促進
- 民間収集への移行促進



5 持続可能な集団回収制度の構築

- 集団回収実践団体に対する報奨金の見直し
- 古紙価格の変動に対応した回収業者への支援
- 回収業者登録制度の創設



2 プラスチックの使用抑制と資源循環

- 海洋プラスチック問題の普及・啓発
- 事業者によるリサイクルの高度化・代替製品開発の支援
- レジ袋の削減とマイバッグの利用促進
- ペットボトルの削減とマイボトルの利用促進
- リユース食器等の利用促進
- 使い捨てプラスチック削減に向けた区の率先した取組
- 排出袋の改善
- 拡大生産者責任の強化



6 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

- 戸別訪問収集・粗大ごみ運び出しの対象拡大
- 夏季の早朝収集
- 危険物等の適正排出の強化
- 繁華街におけるマナー啓発
- 各種手続のICT化推進
- 粗大ごみ収集の待ち時間短縮
- みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所の改築
- 港資源化センターの設備更新・長寿命化



3 食品ロスの削減

- フードドライブの拡大
- 大学等教育機関との連携
- 食べきり協力店の拡充と表彰制度の創設
- 食品ロス削減月間と食品ロス削減の日における普及・啓発



7 災害等への対応力の向上

- 災害廃棄物処理計画の策定
- 台風・降雪時の収集体制の確保
- 感染拡大期における業務継続
- 清掃職員の作業着・保護具の安全性向上



4 資源回収の拡大

- 古着の拠点回収の拡大
- 陶磁器・ガラス類の資源回収
- その他再生可能紙の資源回収促進
- マンションとの協働による資源回収の拡大
- 家具のリサイクル展の充実



8 効果的な普及・啓発と環境学習の充実

- ごみの減量・分別の徹底に向けた情報発信
- 清掃協力団体との連携強化
- 次世代を担う環境人材の育成
- 排出実態調査の拡充



令和3(2021)年3月6日
「考えよう。海洋プラスチック問題」講演の様子

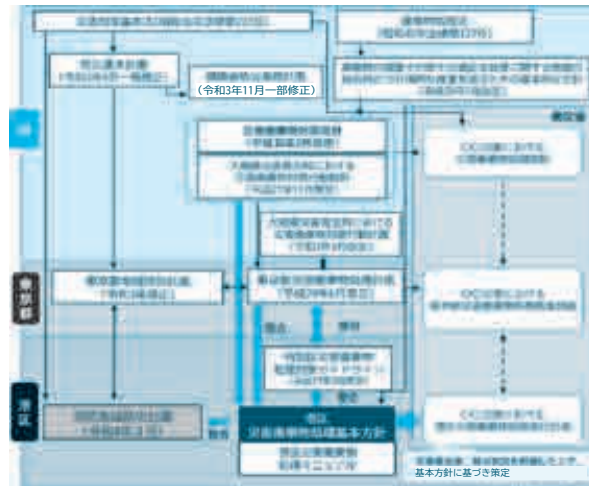
港区災害廃棄物処理基本方針

1 基本方針策定の背景・目的

- 近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況です。
- 国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正（平成27（2015）年施行）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理基本方針」といいます。）の改定（平成28（2016）年1月）、災害廃棄物対策指針（以下「指針」といいます。）の改定（平成30（2018）年3月）等、自治体における災害対応力強化のための取組を進めており、東京都においても東京都災害廃棄物処理計画（平成29（2017）年6月）を策定しています。
- 他方、災害時に発生する大量の損壊家屋等（コンクリートがら、木くずなど）や片付けごみの処理を適正かつ円滑・迅速に進める必要がありますが、港区（以下「区」といいます。）の特性を考慮すると停電等に伴う中高層階居住者のごみ出し等への影響が想定されるほか、区内には面積の広い空地が少なく、災害廃棄物の仮置場の確保・設置等も大きな課題です。
- 災害時に発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に重大な影響を生じさせるおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれがあること、処理が停滞することで感染症発生のおそれがあること等から、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止する観点から、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理しなければなりません。
- 以上のことから、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、国の廃棄物処理基本方針における地方公共団体の災害廃棄物処理計画に当たる「港区災害廃棄物処理基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）を策定します。

2 基本方針の位置付け

- 本基本方針の位置付けは以下に示すとおりで、国の指針を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」、「港区地域防災計画」（令和4（2022）年3月修正、港区防災会議）等との関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法を示すものです。



3 基本方針の対象

対象とする災害

- 区の地域に係る震災や風水害など、災害対策基本法第2条第1号に定める災害を対象とします。
- 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、区内の災害廃棄物の発生量を試算すると、最大約112万トン（コンクリートがら89万トン、木くず等23万トン）に上ると推計されます。

対象とする廃棄物

- 区民から排出される廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ、し尿、片付けごみ、撤去ごみ）のほか、中小企業から排出された災害廃棄物で家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの、区が独自に支援の対象とする小規模企業から排出された災害廃棄物等は、本基本方針及び「港区一般廃棄物処理計画（基本計画・実施計画）」に基づき、区が主体的に適正処理します。
※被災していない通常生活で排出される生活ごみを含みます。
- 事業所（区が支援対象とする小規模企業等を除きます。）から排出される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、原則として事業者の自己処理責任により適正処理することとします。事業系一般廃棄物は、区による災害廃棄物の処理と並行して事業者による処理が行われるため、廃棄物処理施設等の体制に過大な負荷がかからないよう調整が必要であることなどから、本基本方針の対象とします。

4 災害廃棄物の処理方針

- 災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、以下の処理方針を踏まえ、具体的な取組を進めます。

①適正かつ迅速な処理	⑤安全作業の確保
区民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行います。区は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、東京都と協力して周辺や広域での処理を進めます。	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底します。
②リサイクルの推進	⑥経済性に配慮した処理
徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図ります。再資源化したものは復興資材として有効活用します。	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択します。
③環境に配慮した処理	⑦関係機関等との協力・連携
災害時も周辺環境に配慮し、適正処理を推進します。災害廃棄物処理に要する期間は長期に及ぶ可能性もあるため、可能な限り、脱炭素に配慮した処理を推進します。	早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、他区市町村、東京二十三区清掃一部事務組合、関連機関・関係団体・災害ボランティア等と協力・連携して処理を推進します。
④衛生的な処理	
生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とします。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進めます。	

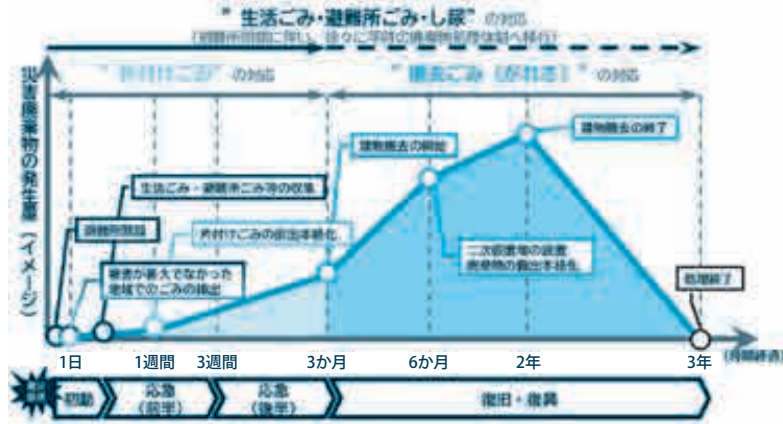
5 各主体の役割

主体	主な役割
港区	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京二十三区清掃一部事務組合や東京都などと連携した主体的な災害廃棄物の収集・運搬の実施、仮置場の管理・運営
区民	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の排出段階での分別の徹底
排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業場から排出される廃棄物の処理を行うとともに、東京都、区が実施する災害廃棄物処理への協力
東京二十三区清掃一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物処理施設における災害廃棄物の中間処理 ● くみ取りし尿の処理（下水道投入等）
東京二十三区清掃協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の収集・運搬に係る連絡調整、管理、執行
特別区災害廃棄物処理対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 二次仮置場、仮設処理施設などの共同設置等による地域一体の処理
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理に関する技術的な支援や他道府県への広域処理の要請等
国（環境省）	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)等による技術的な助言・支援
協力協定事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理に係る必要資機材等の支援 ● 廃棄物処理の知見・能力を活かした災害廃棄物処理への協力
災害ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ● 区と連携した被災家屋の後片付け等の被災者支援

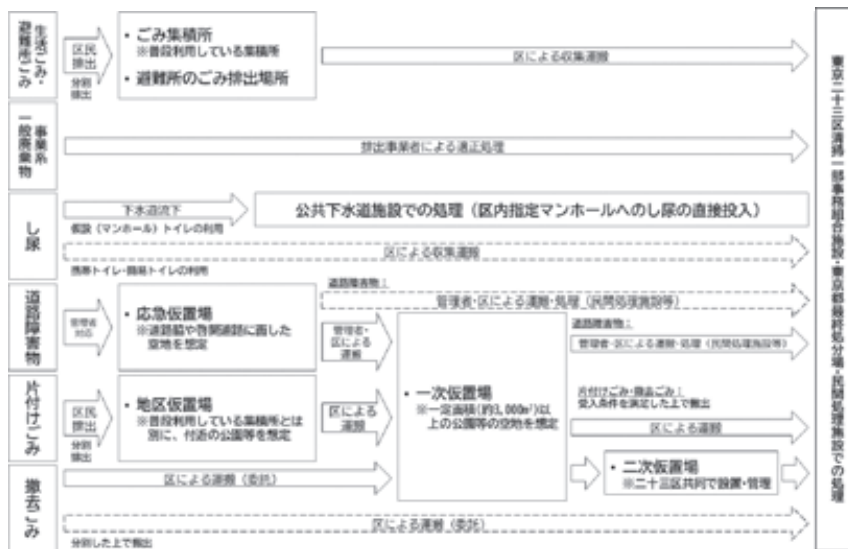
6 処理目標期間の設定

- 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先します。
- 早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了を目指します。
- 処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定しますが、大規模災害においても、発災から3か月以内を目標に街中からの片付けごみの撤去完了、発災から2年以内を目標に損壊家屋等の撤去等の完了を目指し、仮置場からの廃棄物の撤去も含めた目標処理完了期間を、発災から3年以内とします。

7 災害時の廃棄物処理の全体像



8 処理の流れ



9 組織体制

- 発災後は、下に示す組織体制を早期に確立し、庁内関係各課と連携して災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進します。
- 適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を進めるため、関係行政機関だけでなく区民・災害ボランティア・事業者等も含め、関係主体との協力・連携体制を速やかに構築します。また、区が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら災害廃棄物の処理を推進します。
- 支援を受けるに当たり、人的・物的支援を受け入れるための受援体制を発災後早期に構築します。

港区における災害時の組織体制と各班の主な役割



※港区災害対応マニュアルに基づき、災対街づくり支援部(災対都市計画課)と連携して上記組織を編成します。

10 廃棄物処理施設の復旧等

発災時の対応

- 発災後は東京二十三区清掃一部事務組合や東京都が管理する廃棄物処理施設の被災状況等を確認します。また、平時に作成した緊急対応マニュアルに基づき、区が管理する廃棄物処理施設等の被害状況も確認し、復旧工事が必要な場合はできるだけ早く再稼働します。

平時の対策

- 発災後に東京二十三区清掃一部事務組合や東京都等の関係主体と迅速に連絡を取ることができるよう、連絡先一覧の作成を行うほか、区が管理する廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等を推進します。また、災害時にも処理が継続できるよう、非常用発電設備等の設置やマニュアルの作成等の対策も推進します。

11 各種廃棄物の災害時対応の詳細

- 廃棄物の処理に当たっては、分別や感染症対策を徹底した上で実施します。
- 各種廃棄物の災害時対応は、区職員が速やかに行動を起こせるよう、時系列に応じて対応事項をフロー化するとともに、対応の詳細（誰が、何を）を具体的に示しています。

生活ごみ・避難所ごみ

- 生活ごみや避難所ごみには、腐敗性のあるごみ（生ごみ等）が多く含まれるため、生活環境衛生上、最優先で対応が必要であることに加え、片付けごみ等の対応に注力するためには生活ごみ・避難所ごみの対応を軌道に乗せる必要があることから、発災後は生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理を優先します。
- 平時と同様“ごみ集積所”を利用して収集運搬・処理を行い、避難所ごみは避難所での指定場所から収集運搬を行います。
- 高層マンションでは、停電等によりエレベーターが停止した場合、ごみ集積所にごみを排出することが困難な居住者が生じることが予想されるため、居住者間で助け合ってごみを排出するよう協力を求めます。

事業系一般廃棄物

- 原則、排出事業者の責任により適正処理を行います。ただし、生活環境保全上、支障が生じるおそれがある場合は区による収集運搬・処理も検討します。

し尿

- “下水道での処理”を原則とし、下水道に支障が生じた場合は携帯トイレ等により対応します。
- 下水道機能に支障が生じるなど、マンホールトイレ等による下水道処理が困難な場合は、携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ（くみ取り、マンホール等）等を利用して適切に対応し、発生するし尿は、区民生活に影響を及ぼすことがないよう、速やかに収集運搬・処理体制を確立し、適切に対応します。

片付けごみ・撤去ごみ等

- 損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）をはじめ災害廃棄物の分別区分や排出方法、収集頻度、仮置場の設置・運営等に関する情報については、区民・事業者及び災害ボランティアに正確な情報が伝わるよう、様々な手段を用いて速やかに周知・広報を行います。
- 道路障害物については、各道路管理者は協力協定を締結した関係業界等の協力を得て、路上から除去した道路障害物を“応急仮置場”に移動、その後一次仮置場に搬入し、処理施設等で適正に処理を行います。
- 片付けごみは“ごみ集積所”に排出せず、原則として発災後に設置する“地区仮置場”に可燃・不燃・粗大など分別排出し、区による収集運搬を行い、一次仮置場に搬入し、処理施設等で適正に処理を行います。
- 撤去ごみは分別をした上で、一次仮置場に搬入し、処理施設等で適正に処理を行います。解体・撤去は、原則として所有者が実施しますが、半壊以上の被害を受けた家屋、住居と併設の中小企業の店舗・事務所等及び区が独自に支援の対象とする小規模企業の店舗・事務所等については、所有者からの申請に基づき、区が撤去等を行います。

12 平時の取組

主な取組	概要
教育訓練・周知啓発	● 教育・訓練の定期的な実施等により災害対応力の向上を図るほか、区民・事業者に対しては、区の災害時の廃棄物処理対応への協力を求めます。
災害廃棄物処理基本方針の見直し	● 本基本方針の実効性を向上させるため、適宜、見直し・改定を行います。

さくいん

あ

一般廃棄物	45
埋立処分場	36,37
エコプラザ	37
エコライフ・フェア MINATO	52

か

家具のリサイクル展	6,56
カッティングカー「みえる号」	54
家庭ごみ	4
家庭用生ごみ処理機等購入費の助成	57
家庭用生ごみ処理機の貸出し	57
家電リサイクル受付センター	8
家電リサイクル法	8
環境学習	54
拠点回収	12,13,14,15,16,17
区で収集できないもの（処理困難物）	28
京浜島不燃ごみ処理センター	36
小型家電の拠点回収	12,13,14
戸別訪問収集	43
ごみ減量優良事業者等	61
ごみ分別アプリ	25

さ

3R 推進行動会議	51
産業廃棄物	45
30・10 運動	58
事業所から出る資源・ごみ	4
事業用大規模建築物	44
資源・ごみの回収・収集量	2
資源とごみの正しい分け方・出し方	19
資源とごみの流れ	33
資源とごみの分別ガイドブック	54
資源プラスチック	19,22,26
し尿	47
芝浦清掃作業所	35
集団回収	18
循環型社会	48
循環型社会形成推進基本法	48
浄化槽	47
小規模事業所のリサイクル	46
焼却灰	34
使用済み乾電池	12,13
使用済み蛍光灯	12,13,15
使用済み小型家電製品	12,13,14
新海面処分場	37
新堀粗大ごみ中継所	36
清掃協力会	57
清掃事業にかかるコスト	41
清掃車両	40
早朝収集	42
粗大ごみ	5,6,9,11
粗大ごみ受付センター	6

た

大規模建築物の再利用対象物及び廃棄物保管場所の届出・指導	44
脱炭素社会	48
食べきり強化月間	58
中央防波堤外側埋立処分場	37
手数料のかかるごみ	4
東京二十三区清掃一部事務組合	38
東京二十三区清掃協議会	12,13,38
陶磁器・ガラス類の拠点回収	
動物の死体（ペットが死んでしまった）	44

な

年代別リーフレット	54
-----------	----

は

廃棄物管理責任者	45
廃食用油	12,13,15
フードドライブ	53
Plastics Smart × Minato Action	55
フリーマーケット	57
古着の拠点回収	12,13,15,17
ふれあい指導	43
ペットボトルキャップのリサイクル	12,16
防鳥用ネット	42

ま

マイバッグの利用促進	54
3つのR	50
みなとエコ・オフィス町内会	46
みなとエコショップ	60,61
港区一般廃棄物処理基本計画	49,62,66
港区オフィスリサイクルシステム	46
港区災害廃棄物処理基本方針	49,66,69
港区食べきり協力店登録制度	59
港資源化センター	35,36
港清掃工場	35,36
みなとリサイクル清掃事務所	39

や

有料ごみ処理券	4
有料ごみ処理券取扱所	10,11
優良集積所等	61

ら

リサイクル（再生利用）	50
リデュース（発生抑制）	50
リユース（再使用）	50
リユース食器	51,52

刊行物発行番号2025213-5651

「港区の清掃とリサイクル2026」

令和8年(2026年)3月発行

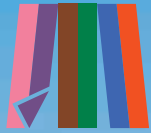
編集・発行 港区環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所

〒108-0075 港区港南3-9-59

☎ 03(3450)8025



港区はみどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この印刷物は、環境にやさしい「ベジタブルオイルインク」を使用しています。